

◎政治資金規正法等の一部を改正する法律案 新旧対照表

○政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>政治資金規正法目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第三章の二 国会議員関係政治団体に関する特例</p> <p>第三章の三 登録政治資金監査人</p> <p>第三章の四 政治資金適正化委員会</p> <p>第四章～第七章（略）</p> <p>附則</p> <p>（基本理念）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>政治資金規正法目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第三章の二 国会議員関係政治団体に関する特例等</p> <p>第一節 国会議員関係政治団体に関する特例</p> <p>第二節 登録政治資金監査人</p> <p>第三節 政治資金適正化委員会</p> <p>第四章～第七章（略）</p> <p>附則</p> <p>（基本理念）</p> <p>第二条 この法律は、政治資金が民主政治の健全な発達を希求して          拠出される国民の浄財であることにかんがみ、その収支の状況を          明らかにすることを旨とし、これに対する判断は国民にゆだね、          いやしくも政治資金の拠出に関する国民の自発的意思を抑制する          ことのないように、適切に運用されなければならない。</p> <p>2 政治団体は、その責任を自覚し、その政治資金の收受に当たつ          ては、いやしくも国民の疑惑を招くことのないように、この法律          に基づいて公明正大に行わなければならない。</p>

3| 政治資金の収支の報告に当たっては、真実の記載をしなければならず、収支の状況を明らかにしないようにするため支出の相手方として政治団体の役職員又は構成員を記載する等政治活動の公明の確保に支障を及ぼすような記載をしてはならない。

(定義等)

第三条 (略)

2 3 4 (略)

5| この法律において「国会議員関係政治団体」とは、衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者が代表者である政治団体（政党及び第五条第一項各号に掲げる団体を除く。）をいう。

6| (略)

第四条 この法律において「収入」とは、金銭、物品その他の財産上の利益の收受で、第八条の四各号に掲げる方法による運用のために供与し、又は交付した金銭等（金銭その他政令で定める財産上の利益をいう。以下同じ。）の当該運用に係る当該金銭等に相当する金銭等の收受以外のものをいう。

2 3 4 (略)

5 この法律において「支出」とは、金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付で、第八条の四各号に掲げる方法による運用

(新設)

(定義等)

第三条 (略)

2 3 4 (略)

(新設)

5| (略)

第四条 この法律において「収入」とは、金銭、物品その他の財産上の利益の收受で、第八条の三各号に掲げる方法による運用のために供与し、又は交付した金銭等（金銭その他政令で定める財産上の利益をいう。以下同じ。）の当該運用に係る当該金銭等に相当する金銭等の收受以外のものをいう。

2 3 4 (略)

5 この法律において「支出」とは、金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付で、第八条の三各号に掲げる方法による運用

のためにする金銭等の供与又は交付以外のものをいう。

第五条 (略)

2 (略)

(政治団体の届出等)

第六条 政治団体は、その組織の日又は第三条第一項各号若しくは前条第一項各号の団体となつた日(同項第二号の団体にあつては、次条第二項前段の規定による届出がされた日)から七日以内に、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者、同条第九項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第三条第四号に規定する外国信書便事業者による同法第二条第二項に規定す

のためにする金銭等の供与又は交付以外のものをいう。

第五条 この法律の規定を適用するについては、次に掲げる団体は、政治団体とみなす。

一 政治上の主義又は施策を研究する目的を有する団体で、衆議院議員若しくは参議院議員が主宰するもの又はその主要な構成員が衆議院議員若しくは参議院議員であるもの

二 政治資金団体(政党のために資金上の援助をする目的を有する団体で、第六条の二第二項前段の規定による届出がされているものをいう。以下同じ。)

2 この法律の規定を適用するについては、法人その他の団体が負担する党費又は会費は、寄附とみなす。

(政治団体の届出等)

第六条 政治団体は、その組織の日又は第三条第一項各号若しくは前条第一項各号の団体となつた日(同項第二号の団体にあつては次条第二項前段の規定による届出がされた日、第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体として新たに組織され又は新たに政治団体となつた団体にあつては第十九条の八第一項の規定による通知を受けた日)から七日以内に、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)

る信書便によることなく文書で、その旨、当該政治団体の目的、名称、主たる事務所の所在地及び主としてその活動を行う区域、当該政治団体の代表者、会計責任者及び会計責任者に事故があり又は会計責任者が欠けた場合にその職務を行うべき者それぞれ一人の氏名、住所、生年月日及び選任年月日、当該政治団体が政党又は政治資金団体であるときはその旨、当該政治団体が第十四条の二第一項第二号に掲げる政治団体であるときはその旨、当該政治団体を主宰する衆議院議員若しくは参議院議員又は当該政治団体の主要な構成員である衆議院議員若しくは参議院議員の氏名及びその者に係る公職の種類、当該政治団体が国会議員関係政治団体であるときはその旨及びその代表者である公職の候補者に係る公職の種類その他政令で定める事項を、次の各号の区分に応じ当該各号に掲げる都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に届け出なければならない。

一 三 (略)

2 5 (略)

第七条 政治団体は、第六条第一項（同条第五項において準用する場合及び前条の規定によりその例によることとされる場合を含む。次条及び第七条の三において同じ。）の規定により届け出た事

第二条第六項に規定する一般信書便事業者、同条第九項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第三条第四号に規定する外国信書便事業者による同法第二条第二項に規定する信書便によることなく文書で、その旨、当該政治団体の目的、名称、主たる事務所の所在地及び主としてその活動を行う区域、当該政治団体の代表者、会計責任者及び会計責任者に事故があり又は会計責任者が欠けた場合にその職務を行うべき者それぞれ一人の氏名、住所、生年月日及び選任年月日、当該政治団体が政党又は政治資金団体であるときはその旨、当該政治団体が第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体であるときはその旨及びその代表者である公職の候補者に係る公職の種類、当該政治団体が同項第二号に係る国会議員関係政治団体であるときはその旨、同号の公職の候補者の氏名及び当該公職の候補者に係る公職の種類その他政令で定める事項を、次の各号の区分に応じ当該各号に掲げる都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に届け出なければならない。

一 三 (略)

2 5 (略)

第七条 政治団体は、第六条第一項（同条第五項において準用する場合及び前条の規定によりその例によることとされる場合を含む。次条及び第七条の三において同じ。）の規定により届け出た事

項に異動があつたときは、第六条第五項に規定する場合に該当する場合を除き、その異動の日から七日以内に、その異動に係る事項を同条第一項の規定の例により届け出なければならない。同条第二項（同条第五項において準用する場合及び前条の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により政治団体が提出した綱領等の内容に異動があつたときも、同様とする。

2 | 国会議員関係政治団体以外の政治団体（政党及び政治資金団体を除く。以下この項において同じ。）は、各年中において第十九条

の十二第一項に規定する国会議員関係政治団体で同一の公職の候補者が代表者であるもの（同条第七項の規定により同条第一項の国会議員関係政治団体で同一の公職の候補者が代表者であるもの）に含まれるものとされる政治団体を含む。）から受けた寄附の金額（金銭以外の財産上の利益については、時価に見積もつた金額。以下この項において同じ。）の合計額が百万円以上となつたときは、その日から七日以内に、同条第一項の規定の適用を受ける政治団体である旨、当該寄附の金額の合計額が百万円に達した年月日並びに当該寄附をした政治団体の名称並びに当該政治団体に係

項に異動があつたときは、第六条第五項に規定する場合に該当する場合を除き、その異動の日（第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体に該当したとき又は当該国会議員関係政治団体に該当しなくなつたときにあつては、第十九条の八第一項又は第二項の規定による通知を受けた日）から七日以内に、その異動に係る事項を第六条第一項の規定の例により届け出なければならない。同条第二項（同条第五項において準用する場合及び前条の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により政治団体が提出した綱領等の内容に異動があつたときも、同様とする。

（新設）

る公職の候補者の氏名及びその者に係る公職の種類を第六条第一項の規定の例により届け出なければならない。

3| 第六条第三項の規定は、政治団体が第一項前段の規定による届出をする場合について準用する。

(政治団体の名称等の公表)

第七条の二 第六条第一項の規定による届出があつたときは、当該届出を受けた都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣は、その届出に係る政治団体の名称、その代表者及び会計責任者の氏名、当該政治団体の主たる事務所の所在地、当該政治団体が政党又は政治資金団体であるときはその旨、当該政治団体が第十四条の二第一項第二号に掲げる政治団体であるときはその旨、当該政治団体を主宰する衆議院議員若しくは参議院議員又は当該政治団体の主要な構成員である衆議院議員若しくは参議院議員の氏名及びその者に係る公職の種類並びに当該政治団体が国会議員関係政治団体であるときはその旨及びその代表者である公職の候補者に係る公職の種類を、遅滞なく、都道府県の公報又は官報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならぬ。これらの事項につき前条第一項前段の規定による届出があつたときも、同様とする。

2| 前条第二項の規定による届出があつたときは、当該届出を受け

2| 第六条第三項の規定は、政治団体が前項前段の規定による届出をする場合について準用する。

(政治団体の名称等の公表)

第七条の二 第六条第一項の規定による届出があつたときは、当該届出を受けた都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣は、その届出に係る政治団体の名称、その代表者及び会計責任者の氏名、当該政治団体の主たる事務所の所在地、当該政治団体が政党又は政治資金団体であるときはその旨、当該政治団体が第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体であるときはその旨及びその代表者である公職の候補者に係る公職の種類並びに当該政治団体が同項第二号に係る国会議員関係政治団体であるときはその旨、同号の公職の候補者の氏名及び当該公職の候補者に係る公職の種類を、遅滞なく、都道府県の公報又は官報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならぬ。これらの事項につき前条第一項前段の規定による届出があつたときも、同様とする。

(新設)

た都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣は、その届出に係る政治団体の名称、第十九条の十二第一項の規定の適用を受ける政治団体である旨、同項に規定する寄附の金額の合計額が百万円に達した年月日並びに当該寄附をした政治団体の名称並びに当該政治団体に係る公職の候補者の氏名及びその者に係る公職の種類を、遅滞なく、都道府県の公報又は官報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

3| 都道府県の選挙管理委員会は、前二項の規定による公表を都道府県の公報への掲載により行つたときは、直ちに当該公報の写しを総務大臣に送付しなければならない。

4| (略)

(渡切りの方法による支出の禁止)

第八条の三 政治団体の経費の支出は、当該政治団体の役員又は構成員に対する渡切りの方法によつては、することができない。

(政治団体及び公職の候補者の政治資金の運用)

第八条の四 (略)

2| 都道府県の選挙管理委員会は、前項の規定による公表を都道府県の公報への掲載により行つたときは、直ちに当該公報の写しを総務大臣に送付しなければならない。

3| (略)

(新設)

(政治団体及び公職の候補者の政治資金の運用)

第八条の三 政治団体はその有する金銭等を、公職の候補者はその者が政党から受けた政治活動に関する寄附その他の政治資金に係る金銭等を、次に掲げる方法以外の方法により運用してはならない。

## (会計帳簿の備付け及び記載)

第九条 政治団体の会計責任者（会計責任者に事故があり、又は会計責任者が欠けた場合にあつては、その職務を行うべき者。第十五条を除き、以下同じ。）（会計帳簿の記載に係る部分に限り、会計責任者の職務を補佐する者を含む。）は、会計帳簿を備え、これに当該政治団体に係る次に掲げる事項を記載しなければならぬ。

一 全ての収入及びこれに関する次に掲げる事項

イ (略)

ロ 寄附（第二十二条の六第二項に規定する寄附を除く。以下

ロ及び第十二条第一項第一号ロにおいて同じ。）については、

## (会計帳簿の備付け及び記載)

一 銀行その他の金融機関への預金又は貯金  
 二 国債証券、地方債証券、政府保証債券（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）又は銀行、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券（次条第一項第三号ロにおいて「国債証券等」という。）の取得  
 三 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関への金銭信託で元本補てんの契約のあるもの

第九条 政治団体の会計責任者（会計責任者に事故があり、又は会計責任者が欠けた場合にあつては、その職務を行うべき者。第十五条を除き、以下同じ。）（会計帳簿の記載に係る部分に限り、会計責任者の職務を補佐する者を含む。）は、会計帳簿を備え、これに当該政治団体に係る次に掲げる事項を記載しなければならぬ。

一 すべての収入及びこれに関する次に掲げる事項

イ (略)

ロ 寄附（第二十二条の六第二項に規定する寄附を除く。以下

ロ及び第十二条第一項第一号ロにおいて同じ。）については、



次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める事項

(1) 寄附の金額（金銭以外の財産上の利益については、時価に見積もつた金額。以下この条から第十一条の二まで、第十一条の四及び第十二条において同じ。）が百五十万円以下の場合、その寄附をした者の氏名、住所及び職業（寄附をした者が団体である場合には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。次条第一項及び第二項並びに第十二条第一項第一号ロ(1)において同じ。）、当該寄附の金額及び年月日、当該寄附をした者が第二十二條の五第一項本文に規定する者であつて同項ただし書に規定するものであるときはその旨並びに当該寄附が第十九條の十二第五項の規定による通知に係る寄附であるときはその旨

(2) 寄附の金額が百五十万円を超える場合 (1)に定める事項及びその寄附の種類（当該寄附が金銭によるものであるときは預金若しくは貯金の口座への振込み又は現金の別を、金銭以外の財産上の利益によるものであるときは種類又は品目による区分をいう。第十二条第一項第一号ロ(2)において同じ。）その他のその寄附の内容に関する事項として総務省令で定める事項

ハ）リ （略）

二 全ての支出（当該政治団体のためにその代表者又は会計責任

その寄附をした者の氏名、住所及び職業（寄附をした者が団体である場合には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。次条第一項及び第二項並びに第十二条第一項第一号ロにおいて同じ。）、当該寄附の金額（金銭以外の財産上の利益については、時価に見積もつた金額。以下同条までにおいて同じ。）及び年月日並びに当該寄附をした者が第二十二條の五第一項本文に規定する者であつて同項ただし書に規定するものであるときはその旨

ハ）リ （略）

二 すべての支出（当該政治団体のためにその代表者又は会計責任

者と意思を通じてされた支出を含む。以下この条、第十一条の四、第十二条、第十四条の二及び第十九条の十六において同じ。）並びに支出を受けた者の氏名及び住所（支出を受けた者が団体である場合には、その名称及び主たる事務所の所在地。次条第一項及び第十二条第一項第二号において同じ。）並びにその支出の目的、金額及び年月日

三 (略)

2 (略)

(会計責任者に対する明細書の提出)

第十条 (略)

2・3 (略)

(会計責任者等が支出をする場合の手続)

第十一条 政治団体の会計責任者又は政治団体の代表者若しくは会

任者と意思を通じてされた支出を含む。以下この条、第十二条、第十七条、第十九条の十一、第十九条の十三及び第十九条の十六において同じ。）並びに支出を受けた者の氏名及び住所（支出を受けた者が団体である場合には、その名称及び主たる事務所の所在地。次条第一項及び第十二条第一項第二号において同じ。）並びにその支出の目的、金額及び年月日

三 (略)

2 (略)

(会計責任者に対する明細書の提出)

第十条 政治団体の代表者若しくは会計責任者と意思を通じて当該政治団体のために寄附を受け、又は支出をした者は、寄附を受け又は支出をした日から七日以内に、寄附をした者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日又は支出を受けた者の氏名及び住所並びに当該支出の目的、金額及び年月日を記載した明細書を会計責任者に提出しなければならない。ただし、会計責任者の請求があるときは、直ちにこれを提出しなければならない。

2・3 (略)

(会計責任者等が支出をする場合の手続)

第十一条 政治団体の会計責任者又は政治団体の代表者若しくは会

計責任者と意思を通じて当該政治団体のために支出をした者は、一件五万円以上の全ての支出について、当該支出の目的、金額及び年月日を記載した領収書その他の支出を証すべき書面（以下「領収書等」という。）を徴さなければならない。ただし、これを徴し難い事情があるときは、この限りでない。

2 (略)

(政治資金監査対象団体に係る収入受領書の作成等)

第十一条の二 第十四条の二第一項に規定する政治資金監査対象団体（以下この条から第十一条の五まで及び第十三条の二において単に「政治資金監査対象団体」という。）の会計責任者又は政治資金監査対象団体の代表者若しくは会計責任者と意思を通じて当該政治資金監査対象団体のために収入を受けた者は、全ての収入について、その収入に係る支払を受けた後直ちに、当該支払をした者の氏名（その者が団体である場合には、その名称）並びに当該支払に係る収入の金額及び年月日（寄附又は政治資金パーティー

計責任者と意思を通じて当該政治団体のために支出をした者は、一件五万円以上のすべての支出について、当該支出の目的、金額及び年月日を記載した領収書その他の支出を証すべき書面（以下「領収書等」という。）を徴さなければならない。ただし、これを徴し難い事情があるときは、この限りでない。

2 政治団体の代表者又は会計責任者と意思を通じて当該政治団体のために一件五万円以上の支出をした者は、領収書等（振込みの方法により支出したときにあつては、金融機関が作成した振込みの明細書であつて当該支出の金額及び年月日を記載したもの（以下「振込明細書」という。）を直ちに会計責任者に送付しなければならない。

(新設)

の対価の支払にあつては、これらの事項及び当該寄附又は当該政治資金パーティーの対価の支払を受けた旨を記載した受領書（以下「収入受領書」という。）並びにその控えを作成しなければならない。ただし、第二十二条の六第二項に規定する寄附については、この限りでない。

2| 政治資金監査対象団体の会計責任者又は政治資金監査対象団体の代表者若しくは会計責任者と意思を通じて当該政治資金監査対象団体のために収入を受けた者は、前項の規定により収入受領書を作成したときは、直ちに当該収入受領書をその収入に係る支払をした者に交付しなければならない。ただし、当該支払をした者がその受領を拒んだときは、この限りでない。

3| 第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる収入については、政治資金監査対象団体の会計責任者又は政治資金監査対象団体の代表者若しくは会計責任者と意思を通じて当該政治資金監査対象団体のために収入を受けた者は、それぞれ当該各号に定める書面（次項及び第十三条の二第二項において「収入の明細書等」という。）の作成をもつて、第一項の規定による収入受領書及びその控えの作成に代えることができる。この場合において、前項の規定は、適用しない。

一 個人が負担する党費又は会費 これを納入した者の氏名並びにその党費又は会費の金額及び納入年月日を記載した明細書

- 二 機関紙誌の発行その他の事業による収入（政治資金パーティーの対価に係るものを除く。）その事業に係る物品の品目又は役務の内容ごとの金額の内訳及び収入年月日を記載した明細書
- 三 借入金 その借入先、借入金額及び借入年月日を記載した契約書その他の書面
- 4 政治資金監査対象団体の代表者又は会計責任者と意思を通じて当該政治資金監査対象団体のために収入を受けた者は、第一項の規定により収入受領書の控えを作成したとき又は前項の規定により収入の明細書等を作成したときは、当該収入受領書の控え又は当該収入の明細書等を直ちに会計責任者に送付しなければならない。  
い。
- 5 前各項の規定は、政治資金監査対象団体の預金又は貯金の口座への振込みによりされた収入については、適用しない。
- 6 第一項、第二項及び前項の規定は、政治資金監査対象団体のために寄附のあつせん又は政治資金パーティーの対価の支払のあつせんをした者について準用する。
- 7 政治資金監査対象団体のために寄附のあつせん又は政治資金パーティーの対価の支払のあつせんをした者に係る第十条第二項及び第三項の規定の適用については、同条第二項中「明細書」とあるのは「明細書並びに第十一条の二第六項において準用する同条第一項の規定により作成した収入受領書の控え（当該寄附が当該

寄附のあつせんをした者の預金又は貯金の口座への振込みにより  
されたときにあつては、当該口座に係る通帳その他の金融機関が  
作成した書面であつて当該寄附の金額及び年月日を記載したもの  
の写し（当該書面を複写機により複写したものに限り）。第二十  
四条第二号において同じ。」と、同条第三項中「明細書」とある  
のは「明細書並びに第十一条の二第六項において準用する同条第  
一項の規定により作成した収入受領書の控え（当該対価の支払が  
当該対価の支払のあつせんをした者の預金又は貯金の口座への振  
込みによりされたときにあつては、当該口座に係る通帳その他の  
金融機関が作成した書面であつて当該支払われた対価の金額及び  
支払年月日を記載したものの写し（当該書面を複写機により複写  
したものに限り）。第二十四条第二号において同じ。）」とする。

（政治資金監査対象団体に係る支出をする場合の手続）

第十一条の三 政治資金監査対象団体の会計責任者又は政治資金監  
査対象団体の代表者若しくは会計責任者と意思を通じて当該政治  
資金監査対象団体のために支出をした者に係る第十一条の規定の  
適用については、同条第一項中「一件五万円以上の全ての支出」  
とあるのは「全ての支出」と、同条第二項中「一件五万円以上の  
支出」とあるのは「支出」とする。

（新設）

〔政治資金監査対象団体に係る領収書等を徴し難かつた支出の明細書等の作成〕

第十一条の四 政治資金監査対象団体（第十二条第一項の規定により同項各号に掲げる事項（これらの事項がないときは、その旨）を報告書に記載すべき年において政治資金監査対象団体であつたものを含む。次条及び第十三条の二において同じ。）の会計責任者は、当該政治資金監査対象団体が行つた支出のうち領収書等を徴し難い事情があつたものについては、第十四条の二第一項の規定により政治資金監査を受けるまでの間に、その旨並びに当該支出の目的、金額及び年月日を記載した書面（第十二条第二項において「領収書等を徴し難かつた支出の明細書」という。）（振込明細書があるときにあつては、同項の当該支出の目的を記載した書面。以下「領収書等を徴し難かつた支出の明細書等」という。）を作成しなければならない。

（政治資金監査対象団体の預金又は貯金に係る残高証明等）

第十一条の五 政治資金監査対象団体の会計責任者は、当該政治資金監査対象団体の預金又は貯金について、毎年十二月三十一日現在で、総務省令で定めるところにより、その日における残高を証する書面（以下「残高証明等」という。）を徴さなければならない。

（新設）

（新設）

## (報告書の提出)

第十二条 政治団体の代表者及び会計責任者（報告書の記載に係る部分に限り、会計責任者の職務を補佐する者を含む。）は、毎年十二月三十一日現在で、当該政治団体に係るその年における収入、支出その他の事項で次に掲げるもの（これらの事項がないときは、その旨）を記載した報告書を、その日の翌日から三月以内（その間に衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の公示の日から選挙の期日までの期間がかかる場合（第二十条第二項において「報告書の提出期限が延長される場合」という。）には、四月以内）に、第六条第一項各号の区分に応じ当該各号に掲げる都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に提出しなければならない。

一 全ての収入について、その総額及び総務省令で定める項目別の金額並びに次に掲げる事項

## イ (略)

ロ 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が年間五万円を超えるものについては、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める事項

(1) 一件当たりの金額が百五十万円以下の場合 その寄附を

した者の氏名、住所及び職業、当該寄附の金額及び年月日、当該寄附をした者が第二十二条の五第一項本文に規定する者であつて同項ただし書に規定するものであるときはその

## (報告書の提出)

第十二条 政治団体の会計責任者（報告書の記載に係る部分に限り、会計責任者の職務を補佐する者を含む。）は、毎年十二月三十一日現在で、当該政治団体に係るその年における収入、支出その他の事項で次に掲げるもの（これらの事項がないときは、その旨）を記載した報告書を、その日の翌日から三月以内（その間に衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の公示の日から選挙の期日までの期間がかかる場合（第二十条第一項において「報告書の提出期限が延長される場合」という。）には、四月以内）に、第六条第一項各号の区分に応じ当該各号に掲げる都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に提出しなければならない。

一 すべての収入について、その総額及び総務省令で定める項目別の金額並びに次に掲げる事項

## イ (略)

ロ 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が年間五万円を超えるものについては、その寄附をした者の氏名、住所及び職業、当該寄附の金額及び年月日並びに当該寄附をした者が

第二十二条の五第一項本文に規定する者であつて同項ただし書に規定するものであるときはその旨



旨並びに当該寄附が第十九条の十二第五項の規定による通知に係る寄附であるときはその旨

(2) 一件当たりの金額が百五十万円を超える場合 (1)に定める事項及びその寄附の種別その他のその寄附の内容に関する事項として第九条第一項第一号ロ(2)に規定する総務省令で定める事項

ハ)ヌ (略)

二 全ての支出について、その総額及び総務省令で定める項目別の金額並びに人件費、光熱水費その他の総務省令で定める経費以外の経費の支出（一件当たりの金額（数回にわたつてされたときは、その合計金額）が五万円以上のものに限る。）について、その支出を受けた者の氏名及び住所並びに当該支出の目的、金額及び年月日

二の二 翌年への繰越しの金額

三 (略)

2 政治団体の代表者及び会計責任者は、前項の報告書を提出するときは、同項第二号に規定する経費の支出について、総務省令で定めるところにより、領収書等の写し（当該領収書等を複写機により複写したものに限る。以下同じ。）（領収書等を徴し難い事情があつたときは、領収書等を徴し難かつた支出の明細書又は当該支出の目的を記載した書面及び振込明細書の写し（当該振込明細

ハ)ヌ (略)

二 すべての支出について、その総額及び総務省令で定める項目別の金額並びに人件費、光熱水費その他の総務省令で定める経費以外の経費の支出（一件当たりの金額（数回にわたつてされたときは、その合計金額）が五万円以上のものに限る。）について、その支出を受けた者の氏名及び住所並びに当該支出の目的、金額及び年月日

(新設)

三 (略)

2 政治団体の会計責任者は、前項の報告書を提出するときは、同項第二号に規定する経費の支出について、総務省令で定めるところにより、領収書等の写し（当該領収書等を複写機により複写したものに限る。以下同じ。）（領収書等を徴し難い事情があつたときは、その旨並びに当該支出の目的、金額及び年月日を記載した書面（第十九条の十一第一項において「領収書等を徴し難かつた

書を複写機により複写したものに限る。以下同じ。を併せて提出しなければならない。

- 3 政治団体の代表者及び会計責任者（会計責任者の職務を補佐する者を含む。第十九条の四及び第十九条の五において同じ。）は、第一項第一号へからちまでの特定パーティー又は政治資金パーティーの対価に係る収入のうち、同項の規定により報告書に記載すべき収入があつた年の前年以前において収受されたものがある場合において、当該特定パーティー又は政治資金パーティーに係る事項について同項の規定により報告書を提出するときは、当該報告書に記載すべき収入があつた年の前年以前において収受されたものについて同号へからちまでに掲げる事項を併せて記載しなければならない。

4 (略)

第十三条 前条第一項の規定は、政治団体の代表者及び会計責任者が同項の規定により報告すべき寄附以外の寄附について、同項の規定による報告書に同項の規定により報告すべき寄附に準じて記載することを妨げるものではない。政治資金パーティーの対価に係る収入についても、同様とする。

支出の明細書」という。又は当該支出の目的を記載した書面及び振込明細書の写し（当該振込明細書を複写機により複写したものに限る。以下同じ。）を併せて提出しなければならない。

- 3 政治団体の会計責任者（会計責任者の職務を補佐する者を含む。第十九条の四及び第十九条の五において同じ。）は、第一項第一号へからちまでの特定パーティー又は政治資金パーティーの対価に係る収入のうち、同項の規定により報告書に記載すべき収入があつた年の前年以前において収受されたものがある場合において、当該特定パーティー又は政治資金パーティーに係る事項について同項の規定により報告書を提出するときは、当該報告書に記載すべき収入があつた年の前年以前において収受されたものについて同号へからちまでに掲げる事項を併せて記載しなければならない。

4 (略)

第十三条 前条第一項の規定は、政治団体の会計責任者が同項の規定により報告すべき寄附以外の寄附について、同項の規定による報告書に同項の規定により報告すべき寄附に準じて記載することを妨げるものではない。政治資金パーティーの対価に係る収入についても、同様とする。

(政治資金監査対象団体の報告書の提出)

第十三条の二 政治資金監査対象団体の代表者及び会計責任者が政治団体の代表者及び会計責任者として行う第十二条第一項及び第二項の規定による報告書及び領収書等の写しの提出に係る同条第一項の規定の適用については、同項中「三月」とあるのは「五月」と、「四月」とあるのは「六月」とする。

2| 政治資金監査対象団体の代表者及び会計責任者は、政治団体の代表者及び会計責任者として第十二条第一項の報告書を提出するときは、政治資金監査対象団体である間に受けた収入について、総務省令で定めるところにより、収入受領書の控え又は収入の明細書等(以下「収入受領書の控え等」という。)の写し(当該収入受領書の控え等を複写機により複写したものに限り、以下同じ。)を記載したもの(以下「通帳等」という。)の写し(当該通帳等を複写機により複写したものに限り、)及び残高証明等の写し(当該残高証明等を複写機により複写したものに限り、)を併せて提出しなければならない。

(新設)

(監査意見書の添付)

(監査意見書の添付)

第十四条 政党又は政治資金団体の代表者及び会計責任者は、第十二条第一項の規定による報告書を提出するときは、あらかじめ、当該政党又は政治資金団体の党則、規約その他これらに相当するものに基づいて設けられた会計監査を行うべき者に対し、当該報告書に係る会計帳簿、明細書（第十条に規定する明細書をいう。以下同じ。）、収入受領書の控え等、通帳等、領収書等及び残高証明書等についての監査意見を求め、当該監査意見を記載した書面を当該報告書に添付するものとする。

2 (略)

(登録政治資金監査人による政治資金監査)

第十四条の二 次に掲げる政治団体（以下「政治資金監査対象団体」という。）（第十二条第一項の規定により同項各号に掲げる事項（これらの事項がないときは、その旨）を報告書に記載すべき年において政治資金監査対象団体であったものを含む。以下同じ。）の代表者及び会計責任者は、政治団体の代表者及び会計責任者として同項の報告書を提出するときは、あらかじめ、当該報告書並びに当該報告書に係る会計帳簿、明細書、収入受領書の控え等、通帳等、領収書等、領収書等を徴し難かつた支出の明細書等、振込明細書及び残高証明等について、政治資金適正化委員会が行う政治資金監査に関する研修を修了した登録政治資金監査人（以下この

第十四条 政党又は政治資金団体の会計責任者は、第十二条第一項の規定による報告書を提出するときは、あらかじめ、当該政党又は政治資金団体の党則、規約その他これらに相当するものに基づいて設けられた会計監査を行うべき者に対し、当該報告書に係る会計帳簿、明細書（第十条に規定する明細書をいう。以下同じ。）及び領収書等についての監査意見を求め、当該監査意見を記載した書面を当該報告書に添付するものとする。

2 前項の書面の様式は、総務省令で定める。

(新設)

条及び次条において単に「登録政治資金監査人」という。）の政治資金監査を受けなければならない。

一 政党及び政治資金団体

二 第三条第一項第一号に掲げる団体で、衆議院議員若しくは参議院議員が主宰するもの又はその主要な構成員が衆議院議員若しくは参議院議員であるもの（第五条第一項第一号に掲げる団体を含む。）

三 国会議員関係政治団体

2) 前項の政治資金監査は、政治資金適正化委員会が定める政治資金監査に関する具体的な指針に基づき、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

一 会計帳簿、明細書、収入受領書の控え等、通帳等、領収書等、領収書等を徴し難かつた支出の明細書等、振込明細書及び残高証明等が保存されていること。

二 会計帳簿には当該政治資金監査対象団体に係るその年における収入及び支出の状況が記載されており、かつ、当該政治資金監査対象団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていること。

三 第十二条第一項の報告書は、会計帳簿、明細書、収入受領書の控え等、通帳等、領収書等、領収書等を徴し難かつた支出の明細書等、振込明細書及び残高証明等に基づいて収入及び支出並びに翌年への繰越しの状況が表示されていること。

四 領収書等を徴し難かつた支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていること。

3 登録政治資金監査人は、第一項の政治資金監査を行ったときは、政治資金監査報告書を作成しなければならない。

4 前項の政治資金監査報告書の様式は、総務省令で定める。

5 政治資金監査対象団体の代表者、会計責任者、会計責任者に事故があり又は会計責任者が欠けた場合にその職務を行うべき者その他総務省令で定める者に該当する登録政治資金監査人は、当該政治資金監査対象団体について、第一項の政治資金監査を行うことができない。

6 第三項の政治資金監査報告書を作成した登録政治資金監査人である公認会計士に係る公認会計士法(昭和二十三年法律第百三十三号)第三十二条第二項(同法第四十六条の十第二項において準用する場合を含む。)又は第三項の規定による調査については、同法第三十三条の規定は、適用しない。

(政治資金監査報告書の提出)

第十四条の三 政治資金監査対象団体の代表者及び会計責任者は、政治団体の代表者及び会計責任者として第十二条第一項の報告書を提出するときは、前条第三項の規定により登録政治資金監査人が作成した政治資金監査報告書を当該報告書に併せて提出しな

(新設)

ればならない。

(電子情報処理組織を使用する方法により行う報告書等の提出)

第十四条の四 政治資金監査対象団体の代表者及び会計責任者は、第十二条第一項(第十九条の十の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による報告書及び前条の規定による政治資金監査報告書の提出については、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法(以下単に「電子情報処理組織を使用する方法」という。)により行うものとする。

(会計帳簿等の保存)

第十六条 政治団体の会計責任者(政治団体が次条第一項の規定に該当する場合にあつては、当該政治団体の会計責任者であつた者。第三項において同じ。)は、会計帳簿、明細書、領収書等及び振込明細書を、第二十条第一項の規定によりこれらに係る報告書の要旨が公表された日から同日以後七年を経過する日の属する年の八月三十一日まで保存しなければならない。

2| 政治資金監査対象団体の会計責任者に係る前項の規定の適用については、同項中「領収書等及び振込明細書」とあるのは、「収入

(新設)

(会計帳簿等の保存)

第十六条 政治団体の会計責任者(政治団体が次条第一項の規定に該当する場合にあつては、当該政治団体の会計責任者であつた者。次項において同じ。)は、会計帳簿、明細書、領収書等及び振込明細書を、第二十条第一項の規定によりこれらに係る報告書の要旨が公表された日から三年を経過する日まで保存しなければならない。

(新設)

受領書の控え等、通帳等、領収書等、領収書等を徴し難かつた支出の明細書等、振込明細書及び残高証明等」とする。

3| 政治団体の会計責任者は、第二十二条の五第二項の規定による通知を受けたときは、当該通知に係る文書を、第二十条第一項の規定により当該通知に係る同項に規定する報告書の要旨が公表された日から同日以後七年を経過する日の属する年の八月三十一日まで保存しなければならない。

(解散の届出等)

第十七条 政治団体が解散し、又は目的の変更その他により政治団体でなくなつたときは、その代表者及び会計責任者であつた者は、その日から三十日以内(政治資金監査対象団体にあつては、六十日以内)に、その旨及び年月日を、第六条第一項各号の区分に応じ当該各号に掲げる都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に文書で届け出るとともに、その日現在で、第十二条第一項の規定の例により報告書を提出しなければならない。

2 (略)

2| 政治団体の会計責任者は、第二十二条の五第二項の規定による通知を受けたときは、当該通知に係る文書を、第二十条第一項の規定により当該通知に係る同項に規定する報告書の要旨が公表された日から三年を経過する日まで保存しなければならない。

(解散の届出等)

第十七条 政治団体が解散し、又は目的の変更その他により政治団体でなくなつたときは、その代表者及び会計責任者であつた者は、その日から三十日以内に、その旨及び年月日を、第六条第一項各号の区分に応じ当該各号に掲げる都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に文書で届け出るとともに、第十二条第一項の規定の例により、その日現在で、収入及び支出並びに資産等に関する事項を記載した報告書を提出しなければならない。

2 政治団体が第十二条第一項の規定による報告書その提出期限までに提出しない場合において、当該政治団体が当該提出期限までに当該提出期限の属する年の前年において同項の規定により提出すべき報告書をも提出していないものであるときは、第八条の規定の適用については、当該政治団体は、当該提出期限を経過し



3 (略)

4 第十二条第二項から第四項まで、第十三条、第十三条の二第二項及び第十四条から第十四条の四までの規定は第一項の報告書について、第十一条の五の規定はこの項において準用する第十三条の二第二項の規定により提出すべき残高証明等の写しに係る残高証明等について、第七条の二第三項の規定は前項の規定により都道府県の選挙管理委員会が公表を都道府県の公報への掲載により行つたときについて、それぞれ準用する。

(政治団体の支部)

第十八条 政治団体(政治資金団体を除く。)が支部を有する場合には、当該政治団体の本部及び支部は、それぞれ一の政治団体とみなしてこの章の規定(これに係る罰則を含む。)を適用する。この場合において、第六条第五項、第六条の二、第七条の二第四項及び第十一条の二から第十一条の四まで、第十一条の五及び第十三

た日以後は、第六条第一項の規定による届出をしていないものとみなす。

3 政治団体が第一項の規定により届出をしたとき、又は前項の規定に該当することとなつたときは、第六条第一項各号の区分に従い、当該都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣は、遅滞なく、その旨を都道府県の公報又は官報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

4 第十二条第二項から第四項まで、第十三条及び第十四条の規定は第一項の報告書について、第七条の二第二項の規定は前項の規定により都道府県の選挙管理委員会が公表を都道府県の公報への掲載により行つたときについて、それぞれ準用する。

(政治団体の支部)

第十八条 政治団体(政治資金団体を除く。)が支部を有する場合には、当該政治団体の本部及び支部は、それぞれ一の政治団体とみなしてこの章の規定(これに係る罰則を含む。)を適用する。この場合において、第六条第五項、第六条の二、第七条の二第三項、第十四条(前条第四項において準用する場合を含む。)及び次条の

条の二から第十四条の四まで（これらの規定（第十三条の二第一項を除く。）を前条第四項において準用する場合を含む。）、第十六条第二項並びに次条の規定は、当該政治団体の支部（第十一条の二から第十一条の四まで、第十一条の五、第十三条の二及び第十四条の二から第十四条の四まで（これらの規定（第十三条の二第一項を除く。）を前条第四項において準用する場合を含む。次項において同じ。）並びに第十六条第二項にあつては、第十九条の十七第二項に規定する政党の支部を除く。）については適用がないものとし、第九条第一項第一号リ中「その他の収入」とあるのは「その他の収入（寄附並びにイ、ホ及びチの収入並びに第十八条第三項に規定する交付金以外の収入をいう。）」と、第十二条第一項第一号又中「リの収入」とあるのは「リの収入並びに第十八条第四項に規定する交付金」とし、その他のこの章の規定の当該政治団体の本部及び支部についての適用に關し必要な技術的読替えその他必要な事項は、政令で定める。

2 前項の場合において、政治団体の支部が第十九条の十七第二項に規定する政党の支部であるときは、当該政治団体の支部は、第六条、第六条の三から第七条の二まで及び第十一条の二から第十三条の四まで、第十一条の五、第十三条の二及び第十四条の二から第十四条の四まで並びに第十六条第二項の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、それぞれ一の国会議員関

規定は、当該政治団体の支部については適用がないものとし、第九条第一項第一号リ中「その他の収入」とあるのは「その他の収入（寄附並びにイ、ホ及びチの収入並びに第十八条第三項に規定する交付金以外の収入をいう。）」と、第十二条第一項第一号又中「リの収入」とあるのは「リの収入並びに第十八条第四項に規定する交付金」とし、その他のこの章の規定の当該政治団体の本部及び支部についての適用に關し必要な技術的読替えその他必要な事項は、政令で定める。

2 前項の場合において、政治団体の支部が第十九条の七第二項に規定する政党の支部であるときは、当該政治団体の支部は、第六条及び第六条の三から第七条の二までの規定の適用については、それぞれ一の第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体とみなす。

係政治団体とみなす。

3 (略)

4 第一項の場合において、政治団体の代表者及び会計責任者は、第十二条第一項又は前条第一項の規定による報告書の記載をするときは、当該政治団体の本部若しくは支部から供与された交付金に係る収入又は当該政治団体の本部若しくは支部に対して供与した交付金に係る支出について、その総額及び次に掲げる事項を併せて記載しなければならない。

一・二 (略)

5 (略)

(政治団体以外の者が特定パーティーを開催する場合の特例)

第十八条の二 政治団体以外の者が特定パーティーになると見込まれる政治資金パーティーを開催する場合には、当該政治団体以外の者は、当該政治資金パーティーについては、当該政治資金パーティーを開催しようとする時から政治団体とみなして、この章(第六条第五項、第六条の二、第七条第二項、第七条の二、第十一条の二から第十一条の五まで、第十二条第一項第三号及び第三項、第十三条の二から第十四条の四まで、第十六条第二項及び第三項、第十七条第三項並びに前条の規定を除く。)の規定(これに係る罰則を含む。)を適用する。政治団体以外の者が開催する政治資金パ

3 (略)

4 第一項の場合において、政治団体の会計責任者は、第十二条第一項又は前条第一項の規定による報告書の記載をするときは、当該政治団体の本部若しくは支部から供与された交付金に係る収入又は当該政治団体の本部若しくは支部に対して供与した交付金に係る支出について、その総額及び次に掲げる事項を併せて記載しなければならない。

一・二 (略)

5 (略)

(政治団体以外の者が特定パーティーを開催する場合の特例)

第十八条の二 政治団体以外の者が特定パーティーになると見込まれる政治資金パーティーを開催する場合には、当該政治団体以外の者は、当該政治資金パーティーについては、当該政治資金パーティーを開催しようとする時から政治団体とみなして、この章(第六条第五項、第六条の二、第七条の二、第十二条第一項第三号及び第三項、第十四条、第十六条第二項、第十七条第三項並びに前条の規定を除く。)の規定(これに係る罰則を含む。)を適用する。政治団体以外の者が開催する政治資金パーティーが特定パーティーになつたときも、同様とする。

ーティーが特定パーティーになつたときも、同様とする。

2 前項の場合において、第六条第一項中「その組織の日又は第三条第一項各号若しくは前条第一項各号の団体となつた日（同項第三号の団体にあつては、次条第二項前段の規定による届出がされた日）」とあるのは「第十八条の二第一項の規定により政治団体以外の者が政治団体とみなされることとなつた日」と、「主としてその活動を行う区域」とあるのは「開催する政治資金パーティーの開催場所」と、同項第一号及び第二号中「主としてその活動を行う」とあるのは「政治資金パーティーを開催する」と、同条第二項中「綱領、党則、規約」とあるのは「当該政治資金パーティーの名称、開催年月日及び開催場所並びに当該政治資金パーティーの対価に係る収入の予定金額及び当該対価に係る収入の金額から当該政治資金パーティーに要する経費の金額を差し引いた残額を支出することとされている者の氏名（その者が団体である場合には、その名称）を記載した文書」と、「綱領等」とあるのは「開催計画書等」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「第一項及び第二項」と、第六条の三中「主として活動を行う区域」とあるのは「政治資金パーティーの開催場所」と、第七条第一項中「綱領等」とあるのは「開催計画書等」と、第八条中「政治活動（選挙運動を含む。）」とあるのは「政治資金パーティーの開催」と、「寄附」とあるのは「当該政治資金パーティーに係る対価の支払」と、

2 前項の場合において、第六条第一項中「その組織の日又は第三条第一項各号若しくは前条第一項各号の団体となつた日（同項第三号の団体にあつては次条第二項前段の規定による届出がされた日、第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体として新たに組織され又は新たに政治団体となつた団体にあつては第十九条の八第一項の規定による通知を受けた日）」とあるのは「第十八条の二第一項の規定により政治団体以外の者が政治団体とみなされることとなつた日」と、「主としてその活動を行う区域」とあるのは「開催する政治資金パーティーの開催場所」と、同項第一号及び第二号中「主としてその活動を行う」とあるのは「政治資金パーティーを開催する」と、同条第二項中「綱領、党則、規約」とあるのは「当該政治資金パーティーの名称、開催年月日及び開催場所並びに当該政治資金パーティーの対価に係る収入の予定金額及び当該対価に係る収入の金額から当該政治資金パーティーに要する経費の金額を差し引いた残額を支出することとされている者の氏名（その者が団体である場合には、その名称）を記載した文書」と、「綱領等」とあるのは「開催計画書等」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「第一項及び第二項」と、第六条の三中「主として活動を行う区域」とあるのは「政治資金パーティーの開催場所」と、第七条第一項中「綱領等」とあるのは「開催

第八条の四中「その有する」とあるのは「政治資金パーティーの開催に関してされた収入に係る金銭等の全部又は一部に相当する」と、第九条第一項中「政治団体に係る」とあるのは「政治団体の開催する政治資金パーティーに係る」と、第十二条第一項中「毎年十二月三十一日現在で、当該政治団体に係るその年における収入、支出その他の事項で次に掲げるもの」とあるのは「当該政治団体の開催した政治資金パーティーに係る次に掲げる事項」と、「その日の翌日から三月以内（その間に衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の公示の日から選挙の期日までの期間がかかる場合（第二十条第二項において「報告書の提出期限が延長される場合」という。）には、四月以内）」とあるのは「当該政治資金パーティーの終了した日から三月以内」と、同項第一号中「全ての収入」とあるのは「全ての収入（予定される収入を含む。以下この号において同じ。）」と、同条第二項中「支出について」とあるのは「支出（予定される支出を除く。）について」と、第十六条第一項中「次条第一項」とあるのは「第十八条の二第四項」と、第十七条第一項中「政治団体が解散し、又は目的の変更その他により政治団体でな

計画書等」と、第八条中「政治活動（選挙運動を含む。）」とあるのは「政治資金パーティーの開催」と、「寄附」とあるのは「当該政治資金パーティーに係る対価の支払」と、第八条の三中「その有する」とあるのは「政治資金パーティーの開催に関してされた収入に係る金銭等の全部又は一部に相当する」と、第九条第一項中「政治団体に係る」とあるのは「政治団体の開催する政治資金パーティーに係る」と、第十二条第一項中「の会計責任者」とあるのは「の代表者及び会計責任者」と、「毎年十二月三十一日現在で、当該政治団体に係るその年における収入、支出その他の事項で次に掲げるもの」とあるのは「当該政治団体の開催した政治資金パーティーに係る次に掲げる事項」と、「その日の翌日から三月以内（その間に衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の公示の日から選挙の期日までの期間がかかる場合（第二十条第一項において「報告書の提出期限が延長される場合」という。）には、四月以内）」とあるのは「当該政治資金パーティーの終了した日から三月以内」と、同項第一号中「すべての収入」とあるのは「すべての収入（予定される収入を含む。以下この号において同じ。）」と、同条第二項中「すべての支出」とあるのは「すべての支出（予定される支出を含む。以下この号において同じ。）」と、同条第二項

くなつたとき」とあるのは「第十八条の二第一項の規定により政治団体とみなされる政治団体以外の者が第六条第一項の規定により届け出た政治資金パーティーの開催を中止したとき」と、「会計責任者であつた者」とあるのは「会計責任者（報告書の記載に係る部分に限り、会計責任者の職務を補佐する者を含む。）」と、同条第二項中「第十二条第一項」とあるのは「第十二条第一項又は前項」と、「提出しない場合において、当該政治団体が当該提出期限までに当該提出期限の属する年の前年において同項の規定により提出すべき報告書をも提出していないものであるとき」とあるのは「提出しないとき」と、第二十三条中「寄附」とあるのは「対価の支払」とし、その他のこの章の規定の当該政治団体以外の者についての適用に関し必要な技術的読替えその他必要な事項は、政令で定める。

3・4 (略)

第三章 公職の候補者に係る資金管理団体の届出等

(資金管理団体の名称等の公表)

中「支出について」とあるのは「支出（予定される支出を除く。）」について」と、第十六条第一項中「次条第一項」とあるのは「第十八条の二第四項」と、第十七条第一項中「政治団体が解散し、又は目的の変更その他により政治団体でなくなつたとき」とあるのは「第十八条の二第一項の規定により政治団体とみなされる政治団体以外の者が第六条第一項の規定により届け出た政治資金パーティーの開催を中止したとき」と、「会計責任者であつた者」とあるのは「会計責任者（報告書の記載に係る部分に限り、会計責任者の職務を補佐する者を含む。）」と、同条第二項中「第十二条第一項」とあるのは「第十二条第一項又は前項」と、「提出しない場合において、当該政治団体が当該提出期限までに当該提出期限の属する年の前年において同項の規定により提出すべき報告書をも提出していないものであるとき」とあるのは「提出しないとき」と、第二十三条中「寄附」とあるのは「対価の支払」とし、その他のこの章の規定の当該政治団体以外の者についての適用に関し必要な技術的読替えその他必要な事項は、政令で定める。

3・4 (略)

第三章 公職の候補者に係る資金管理団体の届出等

(資金管理団体の名称等の公表)

第十九条の二 (略)

第十九条の二 資金管理団体の届出があつたときは、当該資金管理団体の届出を受けた都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣は、その資金管理団体の届出をした者の氏名、その者に係る公職の種類並びに資金管理団体の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を、遅滞なく、都道府県の公報又は官報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。これらの事項につき前条第三項の規定による届出があつたときも、同様とする。

2 都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣は、前項の規定による公表を都道府県の公報又は官報の発行に関する法律（令和五年法律第八十五号）第十一条第一項に規定する書面官報（以下この項において「書面官報」という。）への掲載により行つたときは、直ちに、当該都道府県の公報又は書面官報の写しを、都道府県の選挙管理委員会にあつては総務大臣及び政令で定める都道府県の選挙管理委員会、総務大臣にあつては政令で定める都道府県の選挙管理委員会に送付しなければならない。

(資金管理団体に対する寄附に係る通知)

第十九条の三 (略)

(資金管理団体に対する寄附に係る通知)

第十九条の三 資金管理団体の届出をした公職の候補者は、その者が公職の候補者である間に政党から受けた政治活動に関する寄附に係る金銭等の全部又は一部に相当する金銭等を当該資金管理団

2 資金管理団体の会計責任者は、前項の規定による通知を受けたときは、当該通知に係る文書を、第二十条第一項の規定により当該通知に係る同項に規定する報告書の要旨が公表された日から同日以後七年を経過する日の属する年の八月三十一日まで保存しなければならぬ。

(資金管理団体の会計帳簿の記載)

第十九条の四 (略)

(資金管理団体の報告書の記載等)

第十九条の五 資金管理団体(第十二条第一項又は第十七条第一項の規定により報告書に記載すべき収入及び支出があつた年において資金管理団体であつたものを含む。次条において同じ。)の代表

体に取り扱わせるため当該資金管理団体に寄附するときは、文書で、その旨を当該資金管理団体の会計責任者に通知しなければならない。

2 資金管理団体の会計責任者は、前項の規定による通知を受けたときは、当該通知に係る文書を、第二十条第一項の規定により当該通知に係る同項に規定する報告書の要旨が公表された日から三年を経過する日まで保存しなければならない。

(資金管理団体の会計帳簿の記載)

第十九条の四 資金管理団体の会計責任者は、特定寄附(資金管理団体の届出をした公職の候補者が前条第一項の規定により当該資金管理団体に対してする寄附をいう。以下同じ。)について、政治団体の会計責任者として第九条第一項の規定による会計帳簿の記載をするときは、前条第一項の規定により通知された事項を併せて記載しなければならない。

(資金管理団体の報告書の記載等)

第十九条の五 資金管理団体(第十二条第一項又は第十七条第一項の規定により報告書に記載すべき収入及び支出があつた年において資金管理団体であつたものを含む。次条において同じ。)の会計



者及び会計責任者は、特定寄附について、政治団体の代表者及び会計責任者として第十二条第一項又は第十七条第一項の規定による報告書の記載をするときは、その総額を併せて記載しなければならない。

第十九条の五の二 資金管理団体（国会議員関係政治団体であるものを除く。）の代表者及び会計責任者が政治団体の代表者及び会計責任者として行う第十二条第一項及び第二項又は第十七条第一項及び第四項の規定による報告書及び領収書等の写しの提出に係る第十二条第一項第二号の規定の適用については、同号中「経費以外の経費の支出」とあるのは、「経費以外の経費（第十九条第二項に規定する資金管理団体である間に行つた支出にあつては、人件費以外の経費）の支出」とする。

（削る）

（削る）

第十九条の七から第十九条の九まで 削除

責任者は、特定寄附について、政治団体の会計責任者として第十二条第一項又は第十七条第一項の規定による報告書の記載をするときは、その総額を併せて記載しなければならない。

第十九条の五の二 資金管理団体（第十九条の七第一項に規定する国会議員関係政治団体であるものを除く。）の会計責任者が政治団体の会計責任者として行う第十二条第一項及び第二項又は第十七条第一項及び第四項の規定による報告書及び領収書等の写しの提出に係る第十二条第一項第二号の規定の適用については、同号中「経費以外の経費の支出」とあるのは、「経費以外の経費（第十九条第二項に規定する資金管理団体である間に行つた支出にあつては、人件費以外の経費）の支出」とする。

第三章の二 国会議員関係政治団体に関する特例等

第一節 国会議員関係政治団体に関する特例

（国会議員関係政治団体）

第十九条の七 この節において「国会議員関係政治団体」とは、次に掲げる政治団体（政党及び第五条第一項各号に掲げる団体を除く。）をいう。

一 衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者が代表者であ

## る政治団体

二 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の十八第一項第四号に該当する政治団体のうち、特定の衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者を推薦し、又は支持することを本来の目的とする政治団体

2| この節の規定（これに係る罰則を含む。）の適用については、政党の支部で、公職選挙法第十二条に規定する衆議院議員又は参議院議員に係る選挙区の区域又は選挙の行われる区域を単位として設けられるものうち、衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者が代表者であるものは、それぞれ一の前項第一号に係る国会議員関係政治団体とみなす。

## （国会議員関係政治団体に係る通知）

第十九条の八 衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者は、前条第一項第二号に係る国会議員関係政治団体に該当する政治団体があるときは、当該政治団体に対し、文書で、同号に係る国会議員関係政治団体に該当するため第六条第一項又は第七条第一項の規定による届出をする必要がある旨を、遅滞なく、通知するものとする。

2| 前項の規定による通知をした者は、衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者でなくなつたときは、当該政治団体に対し、

文書で、前条第一項第二号に係る国会議員関係政治団体に該当しなくなつたため第七条第一項の規定による届出をする必要がある旨を、遅滞なく、通知するものとする。

3 前二項の文書の様式は、総務省令で定める。

(国会議員関係政治団体に係る支出の手續)

第十九条の九 国会議員関係政治団体の会計責任者又は国会議員関係政治団体の代表者若しくは会計責任者と意思を通じて当該国会議員関係政治団体のために支出をした者に係る第十一条の規定の適用については、同条第一項中「一件五万円以上のすべての支出」とあるのは「すべての支出」と、同条第二項中「一件五万円以上の支出」とあるのは「支出」とする。

(新設)

(国会議員関係政治団体の報告書の記載等)

第三章の二 国会議員関係政治団体に関する特例  
第十九条の十 国会議員関係政治団体（第十二条第一項又は第十七条第一項の規定により第十二条第一項各号に掲げる事項（これらの事項がないときは、その旨）を報告書に記載すべき年において国会議員関係政治団体であつたものを含む。次条において同じ。）の代表者及び会計責任者が政治団体の代表者及び会計責任者として行う第十二条第一項及び第二項又は第十七条第一項及び第四項

(国会議員関係政治団体の報告書の記載等)

第十九条の十 国会議員関係政治団体（第十二条第一項又は第十七条第一項の規定により報告書に記載すべき収入及び支出があつた年において国会議員関係政治団体であつたものを含む。次条から第十九条の十五までにおいて同じ。）の会計責任者が政治団体の会計責任者として行う第十二条第一項及び第二項又は第十七条第一項及び第四項の規定による報告書及び領収書等の写しの提出に係

の規定による報告書及び領収書等の写しの提出に係る第十二条第一項の規定の適用については、同項第二号中「経費以外の経費の支出」とあるのは「経費以外の経費（国会議員関係政治団体である間に行つた支出にあつては、人件費以外の経費）の支出」と、「五万円以上の」とあるのは「一万円を超える」とする。

（国会議員関係政治団体の報告書の一元的な閲覧）

第十九条の十一 総務大臣は、全ての国会議員関係政治団体について、総務省令で定めるところにより、第二十条第一項の規定により公表された同項の報告書をインターネットを利用する方法により衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者ごとに一元的に閲覧することができるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

2 都道府県の選挙管理委員会は、国会議員関係政治団体について、第二十条第一項の規定により同項の報告書を公表したときは、直ちに、総務省令で定めるところにより、総務大臣に対し、前項の措置を講ずるために必要な事項として総務省令で定める事項を通

る第十二条第一項及び第十七条第一項の規定の適用については、第十二条第一項中「三月以内」とあるのは「五月以内」と、「四月以内」とあるのは「六月以内」と、同項第二号中「経費以外の経費の支出」とあるのは「経費以外の経費（第十九条の七第一項に規定する国会議員関係政治団体である間に行つた支出にあつては、人件費以外の経費）の支出」と、「五万円以上の」とあるのは「一万円を超える」と、第十七条第一項中「三十日以内」とあるのは「六十日以内」とする。

（国会議員関係政治団体に係る領収書等を徴し難かつた支出の明細書等の作成）

第十九条の十一 国会議員関係政治団体の会計責任者は、当該国会議員関係政治団体が行つた支出のうち領収書等を徴し難い事情があつたものについては、第十九条の十三第一項の規定により政治資金監査を受けるまでの間に、領収書等を徴し難かつた支出の明細書（振込明細書があるときにあつては、第十二条第二項の当該支出の目的を記載した書面。以下「領収書等を徴し難かつた支出の明細書等」という。）を作成しなければならない。

2 国会議員関係政治団体の会計責任者に係る第十六条第一項の規定の適用については、同項中「及び振込明細書」とあるのは、「振込明細書及び領収書等を徴し難かつた支出の明細書等」とする。

知しなければならない。

（国会議員関係政治団体から寄附を受けた政治団体に関する特例等）

第十九条の十二 国会議員関係政治団体以外の政治団体（政党及び政治資金団体を除く。以下この条において同じ。）のうち、各年中において国会議員関係政治団体で同一の公職の候補者が代表者であるものから受けた寄附の金額（金銭以外の財産上の利益については、時価に見積もつた金額。第五項において同じ。）の合計額が百万円以上となつた政治団体は、その年及びその翌年において国会議員関係政治団体であるものとみなして、前二条の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。

2 前項の規定の適用を受ける政治団体の会計責任者又は当該政治団体の代表者若しくは会計責任者と意思を通じて当該政治団体のために支出をした者に係る第十一条の規定の適用については、同条中「五万円以上」とあるのは、「一万円を超える」とする。

3 第一項の規定の適用を受ける政治団体の代表者及び会計責任者は、第十九条の十の規定により読み替えて適用する第十二条第一項又は第十七条第一項の規定による報告書の提出については、電子情報処理組織を使用する方法により行うものとする。

4 第一項の規定の適用を受ける政治団体については、第二項にお

（第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体についての適用）

第十九条の十二 第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体については、第十九条の九において読み替えて適用する第十一条、第十九条の十において読み替えて適用する第十二条第一項第二号、同条第二項及び前条第二項において読み替えて適用する第十六条第一項の規定は、第六条第一項又は第七条第一項の規定により当該国会議員関係政治団体である旨の届出をした日から適用する。

いて読み替えて適用する第十一条及び第十九条の十において読み替えて適用する第十二条第一項第二号の規定は、第七条第二項の規定による届出をした日から適用する。

5] 国会議員関係政治団体は、国会議員関係政治団体以外の政治団体に対して寄附をするときは、文書で、当該寄附が国会議員関係政治団体からの寄附である旨、当該寄附をする国会議員関係政治団体の名称、主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及びその者に係る公職の種類並びに第一項に規定する寄附の金額の合計額が百万円以上となつたときは第七条第二項の規定による届出をする必要がある旨をその寄附を受ける政治団体に通知しなければならない。

6] 国会議員関係政治団体から寄附を受けた国会議員関係政治団体以外の政治団体の会計責任者は、前項の規定による通知を受けたときは、当該通知に係る文書を、第二十条第一項の規定により当該通知に係る同項に規定する報告書の要旨が公表された日から同日以後七年を経過する日の属する年の八月三十一日まで保存しなければならない。当該政治団体が国会議員関係政治団体となつた後においても、同様とする。

7] 第一項の規定の適用を受ける政治団体が他の国会議員関係政治団体以外の政治団体に寄附をする場合においては、同項の国会議員関係政治団体で同一の公職の候補者が代表者であるもの及び前

二項の国会議員関係政治団体には、第一項の規定の適用を受ける政治団体が含まれるものとして、同項及び前二項の規定を適用する。この場合において、第五項中「並びに代表者の氏名及びその者に係る公職の種類」とあるのは、「及び代表者の氏名並びに当該寄附をする政治団体に係る公職の候補者の氏名及びその者に係る公職の種類」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第十九条の十三から第十九条の十五まで 削除

(登録政治資金監査人による政治資金監査)

第十九条の十三 国会議員関係政治団体の会計責任者は、政治団体の会計責任者として第十二条第一項又は第十七条第一項の報告書を提出するときは、あらかじめ、当該報告書並びに当該報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かつた支出の明細書等及び振込明細書について、政治資金適正化委員会が行う政治資金監査に関する研修を修了した登録政治資金監査人(以下この条及び次条において単に「登録政治資金監査人」という。)の政治資金監査を受けなければならない。

2 前項の政治資金監査は、政治資金適正化委員会が定める政治資金監査に関する具体的な指針に基づき、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

一 会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かつた支出の明細書等及び振込明細書が保存されていること。

- 二 会計帳簿には当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載されており、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていること。
- 三 第十二条第一項又は第十七条第一項の報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かつた支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていること。
- 四 領収書等を徴し難かつた支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていること。
- 3 登録政治資金監査人は、第一項の政治資金監査を行ったときは、政治資金監査報告書を作成しなければならない。
- 4 前項の政治資金監査報告書の様式は、総務省令で定める。
- 5 国会議員関係政治団体の代表者、会計責任者、会計責任者に事故があり又は会計責任者が欠けた場合にその職務を行うべき者その他総務省令で定める者である登録政治資金監査人は、当該国会議員関係政治団体について、第一項の政治資金監査を行うことができない。
- 6 第三項の政治資金監査報告書を作成した登録政治資金監査人である公認会計士に係る公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第三十二条第二項（同法第四十六条の十第二項において準用する場合を含む。）又は第三項の規定による調査については、同法第三十三条の規定は、適用しない。



（政治資金監査報告書の提出）

第十九条の十四 国会議員関係政治団体の会計責任者は、政治団体の会計責任者として第十二条第一項又は第十七条第一項の報告書を提出するときは、前条第三項の規定により登録政治資金監査人が作成した政治資金監査報告書を当該報告書に併せて提出しなければならない。

（電子情報処理組織を使用する方法により行う報告書等の提出）

第十九条の十五 国会議員関係政治団体の会計責任者は、第十九条の十において読み替えて適用する第十二条第一項又は第十七条第一項の規定による報告書及び前条の規定による政治資金監査報告書の提出については、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行うよう努めるものとする。

（国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しの開示）

第十九条の十六 何人も、国会議員関係政治団体について、第二十条第一項の規定により報告書の要旨が公表された日から同日以後七年を経過する日の属する年の八月三十一日までの間、当該報告

（国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しの開示）

第十九条の十六 何人も、国会議員関係政治団体について、第二十条第一項の規定により報告書の要旨が公表された日から三年間、当該報告書を受理した総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会に

書を受理した総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会に対し、当該報告書に係る支出（人件費以外の経費の支出に限る。）のうち、第十二条第二項の規定により提出すべき領収書等の写しに係る支出以外の支出に係る領収書等の写し（以下この条及び第三十二条第一号において「少額領収書等の写し」という。）の開示を請求することができる。ただし、国会議員関係政治団体でない間に行つた支出に係る少額領収書等の写しについては、この限りでない。

22 (略)

（政治団体の支部に係るこの章の規定の適用等）

第十九条の十七 政治団体（政党及び第五条第一項各号に掲げる団体を除く。）が支部を有する場合には、当該政治団体の本部及び支部は、それぞれ一の政治団体とみなして、この章の規定（これに係る罰則を含む。）を適用する。

21 この章の規定（これに係る罰則を含む。）の適用については、政党の支部で、公職選挙法第十二条に規定する衆議院議員又は参議院議員に係る選挙区の区域又は選挙の行われる区域を単位として設けられるものうち、衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者が代表者であるものは、それぞれ一の国会議員関係政治団体とみなす。

対し、当該報告書に係る支出（人件費以外の経費の支出に限る。）のうち、第十二条第二項の規定により提出すべき領収書等の写しに係る支出以外の支出に係る領収書等の写し（以下この条及び第三十二条第一号において「少額領収書等の写し」という。）の開示を請求することができる。ただし、国会議員関係政治団体でない間に行つた支出に係る少額領収書等の写しについては、この限りでない。

22 (略)

（政治団体の支部に係るこの節の規定の適用）

第十九条の十七 政治団体（政党及び第五条第一項各号に掲げる団体を除く。）が支部を有する場合には、当該政治団体の本部及び支部は、それぞれ一の政治団体とみなして、この節の規定（これに係る罰則を含む。）を適用する。

（新設）

(削る)

第三章の三 登録政治資金監査人

(登録)

第十九条の十八 (略)

(登録の細目)

第十九条の二十六 この章に定めるもののほか、登録の手續、登録の抹消、登録政治資金監査人名簿、登録政治資金監査人証票その他登録に関する細目については、総務省令で定める。

(秘密保持義務)

第十九条の二十八 (略)

(削る)

第三章の四 政治資金適正化委員会

(設置)

第十九条の二十九 総務省に、政治資金適正化委員会（以下この章において「委員会」という。）を置く。

(政令への委任)

第十九条の三十七 この章に定めるもののほか、委員会の組織及び

第二節 登録政治資金監査人

(新設)

(登録)

第十九条の十八 (略)

(登録の細目)

第十九条の二十六 この節に定めるもののほか、登録の手續、登録の抹消、登録政治資金監査人名簿、登録政治資金監査人証票その他登録に関する細目については、総務省令で定める。

(秘密保持義務)

第十九条の二十八 (略)

第三節 政治資金適正化委員会

(新設)

(設置)

第十九条の二十九 総務省に、政治資金適正化委員会（以下この節において「委員会」という。）を置く。

(政令への委任)

第十九条の三十七 この節に定めるもののほか、委員会の組織及び

運営に関し必要な事項は、政令で定める。

#### 第四章 報告書の公開

##### (収支報告書の要旨等の公表)

第二十条 第十二条第一項又は第十七条第一項の規定による報告書を受理したときは、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、総務省令で定めるところにより、その要旨を総務大臣にあつては官報により、都道府県の選挙管理委員会にあつては都道府県の公報により公表するとともに、当該報告書をインターネットを利用する方法により公表しなければならない。

2 前項の場合において、第十二条第一項の規定による報告書については、報告書の提出期限が延長される場合その他特別の事情がある場合を除き、当該報告書が提出された年の八月三十一日まで、その要旨を公表し、当該要旨を公表した日から同日以後七年を経過する日の属する年の八月三十一日までの間、当該報告書を継続して公表するものとする。

3 第一項の場合において、第十二条第一項又は第十七条第一項の規定による報告書に記載された個人寄附者等（寄附若しくは寄附のあつせん又は政治資金パーティーの対価の支払若しくは対価の支払のあつせんをした者であつて、個人であるものをいう。次項

運営に関し必要な事項は、政令で定める。

#### 第四章 報告書の公開

##### (収支報告書の要旨の公表)

第二十条 第十二条第一項又は第十七条第一項の規定による報告書を受理したときは、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、総務省令で定めるところにより、その要旨を公表しなければならない。この場合において、第十二条第一項の規定による報告書については、報告書の提出期限が延長される場合その他特別の事情がある場合を除き、当該報告書が提出された年の十一月三十日までに公表するものとする。

2 前項の規定による公表は、総務大臣にあつては官報により、都道府県の選挙管理委員会にあつては都道府県の公報により、これを行う。

3 都道府県の選挙管理委員会は、第一項の規定により同項の報告書の要旨を公表したときは、直ちにその写しを総務大臣に送付しなければならない。

において同じ。)の住所に係る部分を公表するときは、都道府県、郡及び市町村(特別区を含むものとし、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区又は総合区とする。)の名称に係る部分(外国に住所を有する個人にあつては、当該外国の国名)に限つて行うものとする。

4 | 第一項の場合において、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、総務省令で定めるところにより、第十四条の四(第十七条第四項において準用する場合を含む。)又は第十九条の十二第三項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により提出された第十二条第一項又は第十七条第一項の規定による報告書に係るデータベース(当該報告書に記載された事項(個人寄附者等に係る部分を除く。)に関する情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。)を、インターネットを通じて一般の利用に供しなればならない。

(収支報告書等の保存及び閲覧等)

第二十条の二 第十二条第一項又は第十七条第一項の規定による報告書、第十二条第二項及び第十三条の二第二項(これらの規定を第十七条第四項において準用する場合を含む。第三十二条第三号

4 | 総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、第一項の規定にかかわらず、インターネットの利用その他の適切な方法により同項の報告書を公表するときは、当該報告書の要旨を公表することを要しない。この場合において、インターネットの利用その他の適切な方法による当該報告書の公表は、同項の規定による報告書の要旨の公表とみなす。

(収支報告書等の保存及び閲覧等)

第二十条の二 第十二条第一項又は第十七条第一項の規定による報告書、第十二条第二項(第十七条第四項において準用する場合を含む。第三十二条第三号において同じ。)及び第十四条第一項(第

において同じ。)並びに第十四条第一項(第十七条第四項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による書面並びに第十四条の三(第十七条第四項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による政治資金監査報告書は、これらを受理した総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会において、前条第一項の規定により報告書の要旨を公表した日から同日以後七年を経過する日の属する年の八月三十一日まで保存しなければならない。

2 何人も、前条第一項の規定により報告書の要旨が公表された日から同日以後七年を経過する日の属する年の八月三十一日までの間、総務大臣の場合にあつては総務省令で定めるところにより、都道府県の選挙管理委員会の場合にあつては当該選挙管理委員会の定めるところにより、第十二条第一項若しくは第十七条第一項の規定による報告書、第十四条第一項の規定による書面又は第十四条の三の規定による政治資金監査報告書の閲覧又は写しの交付を請求することができる。

3 (略)

(会社等の寄附の制限)

第二十一条 (略)

2・3 (略)

十七条第四項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による書面並びに第十九条の十四の規定による政治資金監査報告書は、これらを受理した総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会において、前条第一項の規定により報告書の要旨を公表した日から三年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、前条第一項の規定により報告書の要旨が公表された日から三年間、総務大臣の場合にあつては総務省令で定めるところにより、都道府県の選挙管理委員会の場合にあつては当該選挙管理委員会の定めるところにより、当該報告書、第十四条第一項の規定による書面又は政治資金監査報告書の閲覧又は写しの交付を請求することができる。

3 (略)

(会社等の寄附の制限)

第二十一条 (略)

2・3 (略)

4 第一項及び前項の規定の適用については、政党の支部で、一以上の市町村（特別区を含む。）の区域（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、その区又は総合区の区域）又は公職選挙法第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる支部以外のものは、政党及び政治資金団体以外のそれぞれ一政治団体とみなす。

（公職の候補者の政治活動に関する寄附の禁止）

第二十一条の二（略）

（削る）

（寄附の総額の制限）

第二十一条の三（略）

2・3（略）

4 第一項及び前項の規定は、特定寄附及び遺贈によつてする寄附については、適用しない。

5（略）

（量的制限等に違反する寄附の受領の禁止）

4 第一項及び前項の規定の適用については、政党の支部で、一以上の市町村（特別区を含む。）の区域（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、その区又は総合区の区域）又は公職選挙法第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる支部以外のものは、政党及び政治資金団体以外のそれぞれ一政治団体とみなす。

（公職の候補者の政治活動に関する寄附の禁止）

第二十一条の二 何人も、公職の候補者の政治活動（選挙運動を除く。）に関して寄附（金銭等によるものに限るものとし、政治団体に対するものを除く。）をしてはならない。

2 前項の規定は、政党がする寄附については、適用しない。

（寄附の総額の制限）

第二十一条の三（略）

2・3（略）

4 第一項及び前項の規定は、特定寄附及び遺贈によつてする寄附については、適用しない。

5（略）

（量的制限等に違反する寄附の受領の禁止）

第二十二條の二 何人も、第二十一條第一項、第二十一條の二、第二十一條の三第一項及び第二項若しくは第三項又は前條第一項若しくは第二項の規定のいずれかに違反してされる寄附を受けてはならない。

## 第六章 罰則

第二十四條 次の各号のいずれかに該当する者（会社、政治団体その他の団体（以下この章において「団体」という。）にあつては、その役員又は構成員として当該違反行為をした者）は、三年以上の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

### 一 （略）

二 第十条（第十一条の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に違反して明細書若しくは同項の規定により読み替えて適用する第十条第二項の収入受領書の控え若しくは同条第三項の収入受領書の控えの提出をせず、又はこれらに記載すべき事項の記載をせず、若しくはこれらに虚偽の記入をした者

第二十二條の二 何人も、第二十一條第一項、第二十一條の二第一項、第二十一條の三第一項及び第二項若しくは第三項又は前條第一項若しくは第二項の規定のいずれかに違反してされる寄附を受けてはならない。

## 第六章 罰則

第二十四條 次の各号のいずれかに該当する者（会社、政治団体その他の団体（以下この章において「団体」という。）にあつては、その役員又は構成員として当該違反行為をした者）は、三年以上の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第九条の規定に違反して会計帳簿を備えず、又は同条、第十条第三項若しくは第十九條の四の規定に違反して第九条第一項の会計帳簿に記載すべき事項の記載をせず、若しくはこれに虚偽の記入をした者

二 第十条の規定に違反して明細書の提出をせず、又はこれに記載すべき事項の記載をせず、若しくはこれに虚偽の記入をした者



三 第十一条（第十一条の三又は第十九条の十二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に違反して領収書等を徴せず、若しくはこれを送付せず、又はこれに虚偽の記入をした者

三の二 第十一条の二第一項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定に違反して収入受領書若しくはその控えを作成せず、又はこれらに記載すべき事項の記載をせず、若しくはこれらに虚偽の記入をした者

三の三 第十一条の二第四項の規定に違反して収入受領書の控えを送付しなかつた者

三の四 第十一条の五（第十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反して残高証明等を徴せず、又はこれに虚偽の記入をした者

四 第十六条第一項（同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に違反して会計帳簿、明細書、収入受領書の控え等、通帳等、領収書等、領収書等を徴し難かつた支出の明細書等、振込明細書又は残高証明等を保存しない者

五 第十六条第一項（同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により保存すべき会計帳簿、明細書、収入受領書の控え等、通帳等、領収書等、領収書等を徴し難かつた支出の明細書等、振込明細書又は残高証明等に虚偽の記入を

三 第十一条の規定に違反して領収書等を徴せず、若しくはこれを送付せず、又はこれに虚偽の記入をした者

（新設）

（新設）

（新設）

四 第十六条第一項（第十九条の十一第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に違反して会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かつた支出の明細書等又は振込明細書を保存しない者

五 第十六条第一項（第十九条の十一第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により保存すべき会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かつた支出の明細書等又は振込明細書に虚偽の記入をした者

した者

六 (略)

七 (略)

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

一 第十二条、第十三条の二第二項又は第十七条の規定に違反して報告書又はこれに併せて提出すべき書面の提出をしなかつた者

一の二 第十四条の三(第十七条第四項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、政治資金監査報告書の提出をしなかつた者

二 第十二条、第十七条、第十八条第四項又は第十九条の五の規定に違反して第十二条第一項若しくは第十七条第一項の報告書又はこれに併せて提出すべき書面に記載すべき事項の記載をしなかつた者

三 第十二条第一項若しくは第十七条第一項の報告書又はこれに併せて提出すべき書面に虚偽の記入をした者

(削る)

六 第十五条の規定による引継ぎをしない者

七 第三十一条の規定により求められた説明を拒み、若しくは虚偽の説明をし、又は同条の規定による命令に違反して同条の報告書等の訂正を拒み、若しくはこれらに虚偽の訂正をした者

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

一 第十二条又は第十七条の規定に違反して報告書又はこれに併せて提出すべき書面の提出をしなかつた者

一の二 第十九条の十四の規定に違反して、政治資金監査報告書の提出をしなかつた者

二 第十二条、第十七条、第十八条第四項又は第十九条の五の規定に違反して第十二条第一項若しくは第十七条第一項の報告書又はこれに併せて提出すべき書面に記載すべき事項の記載をしなかつた者

三 第十二条第一項若しくは第十七条第一項の報告書又はこれに併せて提出すべき書面に虚偽の記入をした者

2| 前項の場合(第十七条の規定に係る違反の場合を除く。)におい

第二十六条 次の各号のいずれかに該当する者（団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者）は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十一条第一項、第二十一条の二、第二十一条の三第一項及び第二項若しくは第三項又は第二十二条第一項若しくは第二項の規定に違反して寄附をした者

二・三（略）

第二十六条の二（略）

第二十六条の四（略）

第二十六条の六 第十四条の二第三項（第十七条第四項において準

て、政治団体の代表者が当該政治団体の会計責任者の選任及び監督について相当の注意を怠つたときは、五十万円以下の罰金に処する。

第二十六条 次の各号のいずれかに該当する者（団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者）は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十一条第一項、第二十一条の二第一項、第二十一条の三第一項及び第二項若しくは第三項又は第二十二条第一項若しくは第二項の規定に違反して寄附をした者

二・三（略）

第二十六条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一～六（略）

第二十六条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

一～四（略）

第二十六条の六 第十九条の十三第三項の政治資金監査報告書に虚

用する場合を含む。の政治資金監査報告書に虚偽の記載をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第二十六条の七 (略)

第二十六条の七 第十九条の二十八又は第十九条の三十二第七項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

偽の記載をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第二十七条 第二十三条から第二十六条の二まで及び第二十六条の四の罪を犯した者には、情状により、拘禁刑及び罰金を併科することができる。

第二十七条 第二十三条、第二十四条、第二十五条第一項、第二十六条、第二十六条の二及び第二十六条の四の罪を犯した者には、情状により、拘禁刑及び罰金を併科することができる。

2 重大な過失により、第二十四条及び第二十五条の罪を犯した者は、当該各条の刑を科する。ただし、情状により、その刑を減輕することができる。

2 重大な過失により、第二十四条及び第二十五条第一項の罪を犯した者も、これを処罰するものとする。ただし、裁判所は、情状により、その刑を減輕することができる。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

(新設)

一 過失により、第九条の規定に違反して同条第一項の会計帳簿に記載すべき寄附であつて同項第一号ロ(2)に該当するものに関し同号ロ(2)に定める事項を当該会計帳簿に記載しなかつた者  
(当該会計帳簿に記載しなかつたことにつき、前項に該当する者を除く。)

二 過失により、第十二条又は第十七条の規定に違反して第十二

条第一項又は第十七条第一項の報告書に記載すべき寄附であつて第十二条第一項第一号ロ(2)に該当するものに関し同号ロ(2)に定める事項を当該報告書に記載しなかつた者(当該報告書に記載しなかつたことにつき、前項に該当する者を除く。)

第二十八条 第二十三条から第二十六条の五まで並びに前条第二項及び第三項の罪を犯し罰金の刑に処せられた者は、その裁判が確定した日から五年間(刑の執行猶予の言渡しを受けた者については、その裁判が確定した日から刑の執行を受けることがなくなるまでの間)、公職選挙法に規定する選挙権及び被選挙権を有しない。

2 第二十三条から第二十六条の二まで、第二十六条の四及び前条第二項の罪を犯し拘禁刑に処せられた者は、その裁判が確定した日から刑の執行を終わるまでの間若しくは刑の時効による場合を除くほか刑の執行の免除を受けるまでの間及びその後五年間又はその裁判が確定した日から刑の執行を受けることがなくなるまでの間、公職選挙法に規定する選挙権及び被選挙権を有しない。

3・4 (略)

(政治資金の規正に関する事務に係る国庫の負担)

第二十八条 第二十三条から第二十六条の五まで及び前条第二項の罪を犯し罰金の刑に処せられた者は、その裁判が確定した日から五年間(刑の執行猶予の言渡しを受けた者については、その裁判が確定した日から刑の執行を受けることがなくなるまでの間)、公職選挙法に規定する選挙権及び被選挙権を有しない。

2 第二十三条、第二十四条、第二十五条第一項、第二十六条、第二十六条の二、第二十六条の四及び前条第二項の罪を犯し拘禁刑に処せられた者は、その裁判が確定した日から刑の執行を終わるまでの間若しくは刑の時効による場合を除くほか刑の執行の免除を受けるまでの間及びその後五年間又はその裁判が確定した日から刑の執行を受けることがなくなるまでの間、公職選挙法に規定する選挙権及び被選挙権を有しない。

3・4 (略)

(政治資金の規正に関する事務に係る国庫の負担)

第三十二条 次の各号に掲げる経費は、国庫の負担とする。

一・二 (略)

三 第二十条の二第一項の規定による報告書、書面(第十二条第二項及び第十三条の二第二項の規定によるものに限る。)及び政治資金監査報告書の保存に要する費用

四 (略)

(電子情報処理組織を使用する方法により行う届出等の特例)

第三十二条の二 第六条第一項(同条第五項において準用する場合を含む。)若しくは第二項、第六条の三、第七条第一項若しくは第二項、第十二条第一項、同条第二項(第十七条第四項において準用する場合を含む。)、第十三条の二第二項(第十七条第四項において準用する場合を含む。)、第十四条第一項(第十七条第四項において準用する場合を含む。)、第十四条の三(第十七条第四項において準用する場合を含む。)、第十七条第一項、第十八条第五項、第十九条第二項、第三項若しくは第四項又は第二十九条の規定(以下この条において「届出等関係規定」という。)による届出、提出又は添付のうち総務大臣に対するものは、電子情報処理組織を使用する方法により行うときは、届出等関係規定にかかわらず、都道府県の選挙管理委員会を経て行うことを要しない。

第三十二条 次の各号に掲げる経費は、国庫の負担とする。

一・二 (略)

三 第二十条の二第一項の規定による報告書、書面(第十二条第二項の規定によるものに限る。)及び政治資金監査報告書の保存に要する費用

四 (略)

(電子情報処理組織を使用する方法により行う届出等の特例)

第三十二条の二 第六条第一項(同条第五項において準用する場合を含む。)若しくは第二項、第六条の三、第七条第一項、第十二条第一項若しくは第二項(第十七条第四項において準用する場合を含む。)、第十四条第一項(第十七条第四項において準用する場合を含む。)、第十七条第一項、第十八条第五項、第十九条第二項、第三項若しくは第四項、第十九条の十四又は第二十九条の規定(以下この条において「届出等関係規定」という。)による届出、提出又は添付のうち総務大臣に対するものは、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行うときは、届出等関係規定にかかわらず、都道府県の選挙管理委員会を経て行うことを要しない。

(民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用除外)

第三十二条の三 第十六条第一項(同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第三項並びに第十九条の三第二項の規定により保存すべき書類については、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十六年法律第百四十九号)第三条及び第四条の規定は、適用しない。

(課税の特例)

第三十二条の四 個人が政治活動に関する寄附をした場合において、当該寄附についてこの法律又は公職選挙法の規定による報告がされたときは、租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)で定めるところにより、当該個人に対する所得税の課税について特別の措置を講ずる。

(事務の区分)

第三十三条の二 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち、次に掲げるものは、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

- 一 第六条第一項(同条第五項において準用する場合を含む。)、第六条の三、第七条第一項及び第二項、第七条の二第一項及び

(民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用除外)

第三十二条の三 第十六条(第十九条の十一第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第十九条の三第二項の規定により保存すべき書類については、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十六年法律第百四十九号)第三条及び第四条の規定は、適用しない。

(課税の特例)

第三十二条の四 個人が政治活動に関する寄附をした場合において、当該寄附についてこの法律又は公職選挙法の規定による報告がされたときは、租税特別措置法で定めるところにより、当該個人に対する所得税の課税について特別の措置を講ずる。

(事務の区分)

第三十三条の二 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち、次に掲げるものは、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

- 一 第六条第一項(同条第五項において準用する場合を含む。)、第六条の三、第七条第一項、第七条の二第一項及び第二項(第

第二項、同条第三項（第十七条第四項において準用する場合を含む。）、第七条の三第一項、第十二条第一項、第十七条第一項及び第三項、第十八条第五項、第十九条第二項及び第三項、第十九条の二、第十九条の十一第二項、第十九条の十六、第二十条第一項、第二十条の二、第二十条の六第五項（第二十条の六の二第五項において準用する場合を含む。）並びに第三十一条の規定により都道府県が処理することとされている事務

二 第十八条第一項において適用する第六条第一項、第六条の三、第七条第一項及び第二項、第七条の二第一項及び第二項、同条第三項（第十八条第一項において適用する第十七条第四項において準用する場合を含む。）、第七条の三第一項、第十二条第一項並びに第十七条第一項及び第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務

三 第十八条の二第二項において適用する第六条第一項、第六条の三、第七条第一項、第七条の三第一項、第十二条第一項及び第十七条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務

2

(略)

第十七条第四項において準用する場合を含む。）、第七条の三第一項、第十二条第一項、第十七条第一項及び第三項、第十八条第五項、第十九条第二項及び第三項、第十九条の二、第十九条の十六、第二十条第一項及び第三項、第二十条の二、第二十条の六第五項（第二十条の六の二第五項において準用する場合を含む。）並びに第三十一条の規定により都道府県が処理することとされている事務

二 第十八条第一項において適用する第六条第一項、第六条の三、第七条第一項、第七条の二第一項及び第二項（第十八条第一項において適用する第十七条第四項において準用する場合を含む。）、第七条の三第一項、第十二条第一項並びに第十七条第一項及び第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務

三 第十八条の二第二項において適用する第六条第一項、第六条の三、第七条第一項、第七条の三第一項、第十二条第一項及び第十七条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務

2

第二十八条第四項において準用する公職選挙法第十一条第三項の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。



○租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)(第一条関係)

(傍線部分は改正部分)

改正案

現行

(政治活動に関する寄附をした場合の寄附金控除の特例又は所得税額の特別控除)

(政治活動に関する寄附をした場合の寄附金控除の特例又は所得税額の特別控除)

第四十一条の十八 個人が、政治資金規正法の一部を改正する法律(平成六年法律第四号)の施行の日から令和十一年十二月三十一日までの期間(次項において「指定期間」という。)内に、政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第四条第四項に規定する政治活動に関する寄附(同法の規定に違反することとなるもの及びその寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く。次項において「政治活動に関する寄附」という。)をした場合には、当該寄附に係る支出金のうち、次に掲げる団体に対するもの(第一号又は第二号に掲げる団体に対する寄附に係る支出金にあつては、当該支出金を支出した年分の所得税につき次項の規定の適用を受ける場合には当該支出金を除き、第四号ロに掲げる団体に対する寄附に係る支出金にあつては、その団体が推薦し、又は支持する者が、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第八十六条から第八十六条の四までの規定により第四号ロの候補者として届出のあつた日の属する年及びその前年中にされたものに限る。)で政治資金規正法第十二条又は第十七条の規定による報告書により報告されたもの及び同号イに規定する対象公職の候補者と

第四十一条の十八 個人が、政治資金規正法の一部を改正する法律(平成六年法律第四号)の施行の日から令和十一年十二月三十一日までの期間(次項において「指定期間」という。)内に、政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第四条第四項に規定する政治活動に関する寄附(同法の規定に違反することとなるもの及びその寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く。次項において「政治活動に関する寄附」という。)をした場合には、当該寄附に係る支出金のうち、次に掲げる団体に対するもの(第一号又は第二号に掲げる団体に対する寄附に係る支出金にあつては、当該支出金を支出した年分の所得税につき次項の規定の適用を受ける場合には当該支出金を除き、第四号ロに掲げる団体に対する寄附に係る支出金にあつては、その団体が推薦し、又は支持する者が、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第八十六条から第八十六条の四までの規定により第四号ロの候補者として届出のあつた日の属する年及びその前年中にされたものに限る。)で政治資金規正法第十二条又は第十七条の規定による報告書により報告されたもの及び同号イに規定する公職の候補者として

して公職選挙法第八十六条、第八十六条の三又は第八十六条の四の規定により届出のあつた者に対し当該公職に係る選挙運動に関してされたもので同法第百八十九条の規定による報告書により報告されたものは、所得税法第七十八条第二項に規定する特定寄附金とみなして、同法の規定を適用する。

一 政治資金規正法第三条第二項に規定する政党(その代表者(政党が支部を有する場合には、当該政党の本部に対する寄附に係る支出金にあつては当該政党の代表者、当該政党の支部に対する寄附に係る支出金にあつては支部の代表者)が、公職の候補者(同条第四項に規定する公職の候補者をいう。次号において同じ。)であるものに限る。)

二 政治資金規正法第五条第一項第二号に掲げる政治資金団体(その代表者が公職の候補者であるものに限る。)

三 政治資金規正法第三条第一項第一号に掲げる団体で、衆議院議員若しくは参議院議員が主宰するもの又はその主要な構成員が衆議院議員若しくは参議院議員であるもの(同法第五条第一項第一号に掲げる団体を含む。)(これらの団体の代表者が当該団体を主宰する衆議院議員若しくは参議院議員又は当該団体の構成員である衆議院議員若しくは参議院議員であるものに限る。)

公職選挙法第八十六条、第八十六条の三又は第八十六条の四の規定により届出のあつた者に対し当該公職に係る選挙運動に関してされたもので同法第百八十九条の規定による報告書により報告されたものは、所得税法第七十八条第二項に規定する特定寄附金とみなして、同法の規定を適用する。

一 政治資金規正法第三条第二項に規定する政党

二 政治資金規正法第五条第一項第二号に掲げる政治資金団体

三 政治資金規正法第三条第一項第一号に掲げる団体で、衆議院議員若しくは参議院議員が主宰するもの又はその主要な構成員が衆議院議員若しくは参議院議員であるもの(同法第五条第一項第一号に掲げる団体を含む。)

四 政治資金規正法第三条第一項第二号に掲げる団体のうち次に掲げるもの

イ 衆議院議員、参議院議員、都道府県の議会の議員、都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の議会の議員若しくは市長の職（ロにおいて「対象公職」という。）にある者を推薦し、又は支持することを本来の目的とするもの（その代表者がその推薦又は支持に係る当該対象公職にある者であるものに限る。）

ロ 特定の対象公職の候補者（公職選挙法第八十六条から第八十六条の四までの規定による届出により対象公職の候補者となつた者をいう。）又は当該対象公職の候補者となろうとする者を推薦し、又は支持することを本来の目的とするもの（その代表者がその推薦又は支持に係る当該対象公職の候補者又は当該対象公職の候補者となろうとする者であるものに限る。）（イに掲げるものを除く。）

2

(略)

四 政治資金規正法第三条第一項第二号に掲げる団体のうち次に掲げるもの

イ 衆議院議員、参議院議員、都道府県の議会の議員、都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の議会の議員若しくは市長の職（ロにおいて「公職」という。）にある者を推薦し、又は支持することを本来の目的とするもの

ロ 特定の公職の候補者（公職選挙法第八十六条から第八十六条の四までの規定による届出により公職の候補者となつた者をいう。）又は当該公職の候補者となろうとする者を推薦し、又は支持することを本来の目的とするもの（イに掲げるものを除く。）

2

個人が指定期間内に支出した前項第一号又は第二号に掲げる団体に対する政治活動に関する寄附に係る支出金で、政治資金規正法第十二条又は第十七条の規定による報告書により報告されたもの（以下この項において「政党等に対する寄附金」という。）については、その年中に支出した当該政党等に対する寄附金の額の合

計額（当該合計額にその年中に支出した特定寄附金等の金額（所得税法第七十八条第二項に規定する特定寄附金の額及び同条第三項の規定又は前項の規定により当該特定寄附金とみなされたものの額並びに次条第二項に規定する特定非営利活動に関する寄附金の額並びに第四十一条の十八の四第一項に規定する控除対象特定新規株式の取得に要した金額として同項に規定する政令で定める金額の合計額をいう。以下この項において同じ。）を加算した金額が、当該個人その年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の四十に相当する金額を超える場合には、当該百分の四十に相当する金額から当該特定寄附金等の金額を控除した残額）が二千円（その年中に支出した当該特定寄附金等の金額がある場合には、二千円から当該特定寄附金等の金額を控除した残額）を超える場合には、その年分の所得税の額から、その超える金額の百分の三十に相当する金額（当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を控除する。この場合において、当該控除する金額が、当該個人その年分の所得税の額の百分の二十五に相当する金額を超えるときは、当該控除する金額は、当該百分の二十五に相当する金額（当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を限度とする。

3  
3  
6  
6  
(略)3  
3  
6  
6  
(略)

改正案	現行
<p>(政党の会計帳簿の記載等) 第十五条 (略)</p>	<p>(政党の会計帳簿の記載等) 第十五条 政党(その年において、政党交付金の交付を受け、若しくは政党交付金による支出をしたもの又は政党基金の残高を有するものに限る。)の会計責任者(会計責任者に事故があり、又は会計責任者が欠けた場合にあつてはその職務を行うべき者とし、会計帳簿の記載に係る部分に限り、会計責任者の職務を補佐する者を含む。次条第一項において同じ。)は、政党交付金に係る収支の状況を明らかにするため、会計帳簿を備え、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 政党交付金については、その交付を受けた金額及び年月日</li> <li>二 政党交付金による支出については、これを受けた者の氏名及び住所(その者が団体である場合には、その名称及び主たる事務所の所在地。第十七条第一項において同じ。)並びにその目的、金額及び年月日並びに当該政党交付金による支出に充てた政党交付金の金額又はこれに充てるため取り崩した政党基金の金額</li> <li>三 政党基金については、その名称及び目的、積み立て又は取り崩した金額及び年月日、その運用により収受した果実の金額及び収受の年月日並びに残高</li> </ol> <p>2 政党の会計責任者(会計責任者に事故があり、又は会計責任者</p>

## 3 (略)

4 政党の会計責任者は、第一項の会計帳簿、第二項の領収書等及び前項の残高証明等を、第三十一条の規定によりこれらに係る報告書の要旨が公表された日から七年を経過する日まで保存しなければならぬ。

## 5 (略)

## (政党の報告書の提出等)

第十七条 第十五条第一項の政党の代表者及び会計責任者（報告書の記載に係る部分に限り、会計責任者の職務を補佐する者を含む。第二十八条第一項において同じ。）は、十二月三十一日現在で、当

が欠けた場合にあつては、その職務を行うべき者。次条第一項を除き、以下同じ。）は、一件五万円以上の政党交付金による支出をしたときは、その事実を証すべき目的、金額及び年月日を記載した領収書その他の書面（以下「領収書等」という。）を徴さなければならぬ。ただし、社会慣習その他の事情によりこれを徴し難いときは、この限りでない。

3 政党の会計責任者は、政党基金について、総務省令で定めるところにより、その残高を証する書面（以下「残高証明等」という。）を徴さなければならぬ。

4 政党の会計責任者は、第一項の会計帳簿、第二項の領収書等及び前項の残高証明等を、第三十一条の規定によりこれらに係る報告書の要旨が公表された日から五年を経過する日まで保存しなければならぬ。

5 政党の会計責任者は、その支部に対して支部政党交付金を支給するときは、併せて当該支部の会計責任者に対してその旨及び金額を通知しなければならない。

## (政党の報告書の提出等)

第十七条 第十五条第一項の政党の会計責任者（報告書の記載に係る部分に限り、会計責任者の職務を補佐する者を含む。第二十八条第一項において同じ。）は、十二月三十一日現在で、当該政党の

該政党のその年における次に掲げる事項（これらの事項がないときは、その旨）を記載した報告書を、同日の翌日から起算して三月以内（その間に総選挙又は通常選挙の公示の日から選挙の期日までの期間がかかる場合（第三十一条において「報告書の提出期限が延長される場合」という。）には、四月以内）に、総務大臣に提出しなければならない。

一〇五（略）

2 政党の代表者及び会計責任者は、前項の報告書を提出するときは、総務省令で定めるところにより、次に掲げる書面又は文書を併せて提出しなければならない。

一 前項第三号の政党交付金による支出に係る領収書等の写し（社会慣習その他の事情によりこれを徴し難いときは、その旨並びに当該政党交付金による支出の目的、金額及び年月日を記載した書面又は当該政党交付金による支出の目的を記載した書面並びに金融機関が作成した当該政党交付金による支出に係る振込みの明細書であつて支出の金額及び年月日を記載したものの写し。第三十四条第一項並びに第四十四条第一号及び第七号において「政党分領収書等の写し」という。）及び政党基金に係る残高証明等の写し

二〇四（略）

その年における次に掲げる事項（これらの事項がないときは、その旨）を記載した報告書を、同日の翌日から起算して三月以内（その間に総選挙又は通常選挙の公示の日から選挙の期日までの期間がかかる場合（第三十一条において「報告書の提出期限が延長される場合」という。）には、四月以内）に、総務大臣に提出しなければならない。

一〇五（略）

2 政党の会計責任者は、前項の報告書を提出するときは、総務省令で定めるところにより、次に掲げる書面又は文書を併せて提出しなければならない。

一 前項第三号の政党交付金による支出に係る領収書等の写し（社会慣習その他の事情によりこれを徴し難いときは、その旨並びに当該政党交付金による支出の目的、金額及び年月日を記載した書面又は当該政党交付金による支出の目的を記載した書面並びに金融機関が作成した当該政党交付金による支出に係る振込みの明細書であつて支出の金額及び年月日を記載したものの写し。第三十四条第一項並びに第四十四条第一号及び第七号において「政党分領収書等の写し」という。）及び政党基金に係る残高証明等の写し

二〇四（略）

(政党の支部の支部報告書の提出等)

第十八条 第十六条第一項の支部の代表者及び会計責任者(支部報告書の記載に係る部分に限り、会計責任者の職務を補佐する者を含む。第二十九条第一項において同じ。)は、総務省令で定めるところにより、十二月三十一日現在で、当該支部のその年における次に掲げる事項(これらの事項がないときは、その旨)を記載した支部報告書を、同日の翌日から起算して二月以内(その間に総選挙又は通常選挙の公示の日から選挙の期日までの期間がかかる場合には、三月以内)に、当該支部に支部政党交付金の支給をした政党の会計責任者(当該支部が政党の他の支部から支部政党交付金の支給を受けた場合にあつては、当該他の支部の会計責任者とし、当該他の支部が総務省令で定める場合に該当するときは、総務省令で定める者とする。第二十条第二項において同じ。)に提出しなければならない。

一〇五 (略)

2 政党の支部の代表者及び会計責任者は、前項の支部報告書を提出するときは、総務省令で定めるところにより、次に掲げる書面又は文書を併せて提出しなければならない。

一 前項第三号の支部政党交付金による支出に係る領収書等の写し(社会慣習その他の事情によりこれを徴し難いときは、その旨並びに当該支部政党交付金による支出の目的、金額及び年月

(政党の支部の支部報告書の提出等)

第十八条 第十六条第一項の支部の会計責任者(支部報告書の記載に係る部分に限り、会計責任者の職務を補佐する者を含む。第二十九条第一項において同じ。)は、総務省令で定めるところにより、十二月三十一日現在で、当該支部のその年における次に掲げる事項(これらの事項がないときは、その旨)を記載した支部報告書を、同日の翌日から起算して二月以内(その間に総選挙又は通常選挙の公示の日から選挙の期日までの期間がかかる場合には、三月以内)に、当該支部に支部政党交付金の支給をした政党の会計責任者(当該支部が政党の他の支部から支部政党交付金の支給を受けた場合にあつては、当該他の支部の会計責任者とし、当該他の支部が総務省令で定める場合に該当するときは、総務省令で定める者とする。第二十条第二項において同じ。)に提出しなければならない。

一〇五 (略)

2 政党の支部の会計責任者は、前項の支部報告書を提出するときは、総務省令で定めるところにより、次に掲げる書面又は文書を併せて提出しなければならない。

一 前項第三号の支部政党交付金による支出に係る領収書等の写し(社会慣習その他の事情によりこれを徴し難いときは、その旨並びに当該支部政党交付金による支出の目的、金額及び年月



日を記載した書面又は当該支部政党交付金による支出の目的を記載した書面並びに金融機関が作成した当該支部政党交付金による支出に係る振込みの明細書であつて支出の金額及び年月日を記載したものの写し。第四十条の二第一項並びに第四十四条第二号及び第七号において「支部分領収書等の写し」という。）及び支部基金に係る残高証明等の写し

二〇四 (略)

3 政党の支部の代表者及び会計責任者は、第一項の規定により支部報告書を提出したときは、当該提出した日の翌日から起算して七日以内に、同項の支部報告書及び前項第四号に掲げる支部総括文書を当該支部の主たる事務所の所在地の都道府県の選挙管理委員会に提出しなければならない。

(監査意見書等の添付)

第十九条 政党の代表者及び会計責任者は、第十七条第一項の報告書を提出するときは、当該報告書に係る会計帳簿、領収書等及び残高証明等についての会計監査を行うべき者の監査意見を記載した監査意見書を当該報告書に併せて提出しなければならない。

2 政党の代表者及び会計責任者は、第十七条第一項の報告書を提出するときは、同項各号に掲げる事項について公認会計士又は監査法人が総務省令で定めるところにより行つた監査に基づき作成

日を記載した書面又は当該支部政党交付金による支出の目的を記載した書面並びに金融機関が作成した当該支部政党交付金による支出に係る振込みの明細書であつて支出の金額及び年月日を記載したものの写し。第四十条の二第一項並びに第四十四条第一項第二号及び第七号において「支部分領収書等の写し」という。）及び支部基金に係る残高証明等の写し

二〇四 (略)

3 政党の支部の会計責任者は、第一項の規定により支部報告書を提出したときは、当該提出した日の翌日から起算して七日以内に、同項の支部報告書及び前項第四号に掲げる支部総括文書を当該支部の主たる事務所の所在地の都道府県の選挙管理委員会に提出しなければならない。

(監査意見書等の添付)

第十九条 政党の会計責任者は、第十七条第一項の報告書を提出するときは、当該報告書に係る会計帳簿、領収書等及び残高証明等についての会計監査を行うべき者の監査意見を記載した監査意見書を当該報告書に併せて提出しなければならない。

2 政党の会計責任者は、第十七条第一項の報告書を提出するときは、同項各号に掲げる事項について公認会計士又は監査法人が総務省令で定めるところにより行つた監査に基づき作成した監査報

した監査報告書を当該報告書に併せて提出しなければならない。

3・4 (略)

5 第一項の規定は、第十六条第一項の支部の代表者及び会計責任者が前条第一項又は第三項の支部報告書を提出する場合について準用する。この場合において、第一項中「会計監査を行うべき者」とあるのは、「当該支部において設けられた会計監査を行うべき者」と読み替えるものとする。

(支部報告書等の提出の特例)

第二十条 政党が第十五条第一項の政党に該当しない場合であつても、その支部から第十八条第一項若しくは第二項又は次項の規定により支部報告書の提出を受けたときは、当該政党の代表者及び会計責任者は、第十七条第二項第二号から第四号までに掲げる文書を同条第一項に定める期限までに総務大臣に提出しなければならない。

2 政党の支部が第十六条第一項の支部に該当しない場合であつても、当該政党の他の支部から第十八条第一項又は第二項の規定により支部報告書の提出を受けたときは、当該支部の代表者及び会計責任者は、同条第一項に定める期限までに同条第二項第二号から第四号までに掲げる文書を当該政党の会計責任者に提出するとともに、これらの文書を当該政党の会計責任者に提出した日の翌

告書を当該報告書に併せて提出しなければならない。

3・4 (略)

5 第一項の規定は、第十六条第一項の支部の会計責任者が前条第一項又は第三項の支部報告書を提出する場合について準用する。この場合において、第一項中「会計監査を行うべき者」とあるのは、「当該支部において設けられた会計監査を行うべき者」と読み替えるものとする。

(支部報告書等の提出の特例)

第二十条 政党が第十五条第一項の政党に該当しない場合であつても、その支部から第十八条第一項若しくは第二項又は次項の規定により支部報告書の提出を受けたときは、当該政党の会計責任者は、第十七条第二項第二号から第四号までに掲げる文書を同条第一項に定める期限までに総務大臣に提出しなければならない。

2 政党の支部が第十六条第一項の支部に該当しない場合であつても、当該政党の他の支部から第十八条第一項又は第二項の規定により支部報告書の提出を受けたときは、当該支部の会計責任者は、同条第一項に定める期限までに同条第二項第二号から第四号までに掲げる文書を当該政党の会計責任者に提出するとともに、これらの文書を当該政党の会計責任者に提出した日の翌日から起算し

日から起算して七日以内に同項第四号に掲げる支部総括文書を同条第三項に規定する選挙管理委員会に提出しなければならない。政党の支部で第十六条第一項の支部に該当しないものが当該政党の他の支部からこの項の規定により支部報告書の提出を受けたときについても、同様とする。

(解散等に係る報告書の提出の特例)

第二十八条 第十五条第一項の政党が解散し、又は目的の変更その他により政治団体でなくなった場合は、当該政党の代表者及び会計責任者であった者は、総務省令で定めるところにより、その事実が生じた日現在で、第十七条第一項各号に掲げる事項（これらの事項がないときは、その旨。以下この項において同じ。）を記載した報告書（その年の前年における同条第一項各号に掲げる事項を記載した報告書が提出されていないときは、当該報告書を含む。）を総務大臣に提出しなければならない。

2 第十七条第二項及び第十九条第一項から第四項までの規定は、前項の報告書の提出をする場合について準用する。この場合において、第十七条第二項第二号中「次条第一項」とあるのは「第二十九条第一項」と、「第十九条第五項において準用する同条第一項」とあるのは「同条第四項において準用する第十九条第一項」と、「並びに次条第二項」とあるのは「(第二十九条第一項第一号に掲げる

て七日以内に同項第四号に掲げる支部総括文書を同条第三項に規定する選挙管理委員会に提出しなければならない。政党の支部で第十六条第一項の支部に該当しないものが当該政党の他の支部からこの項の規定により支部報告書の提出を受けたときについても、同様とする。

(解散等に係る報告書の提出の特例)

第二十八条 第十五条第一項の政党が解散し、又は目的の変更その他により政治団体でなくなった場合は、当該政党の会計責任者であった者は、総務省令で定めるところにより、その事実が生じた日現在で、第十七条第一項各号に掲げる事項（これらの事項がないときは、その旨。以下この項において同じ。）を記載した報告書（その年の前年における同条第一項各号に掲げる事項を記載した報告書が提出されていないときは、当該報告書を含む。）を総務大臣に提出しなければならない。

2 第十七条第二項及び第十九条第一項から第四項までの規定は、前項の報告書の提出をする場合について準用する。この場合において、第十七条第二項第二号中「次条第一項」とあるのは「第二十九条第一項」と、「第十九条第五項において準用する同条第一項」とあるのは「同条第四項において準用する第十九条第一項」と、「並びに次条第二項」とあるのは「(第二十九条第一項第一号に掲げる

場合において提出を受けたこれらの文書に限る。)並びに第二十九条第三項において準用する次条第二項」と、「支部について第二十条第二項」とあるのは「支部の代表者及び会計責任者であった者について第三十条第二項」と、同項第四号中「前項」とあるのは「第二十八条第一項」と読み替えるものとする。

(解散等に係る政党の支部報告書の提出の特例)

第二十九条 第十六条第一項の支部が次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、当該支部の代表者及び会計責任者であった者は、総務省令で定めるところにより、その事実が生じた日現在で、第十八条第一項各号に掲げる事項(これらの事項がないときは、その旨。以下この項において同じ。)を記載した支部報告書(その年の前年における同条第一項各号に掲げる事項を記載した支部報告書が提出されていないときは、当該支部報告書を含む。)を次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者に提出しなければならない。

一・二 (略)

2 前項第二号に掲げる場合において、同項の支部報告書の提出を受けた政党の代表者及び会計責任者は、総務省令で定めるところにより、当該支部報告書及び第四項において準用する第十九条第一項の規定により提出を受けた監査意見書を総務大臣に提出しな

場合において提出を受けたこれらの文書に限る。)並びに第二十九条第三項において準用する次条第二項」と、「支部について第二十条第二項」とあるのは「支部の会計責任者であった者について第三十条第二項」と、同項第四号中「前項」とあるのは「第二十八条第一項」と読み替えるものとする。

(解散等に係る政党の支部報告書の提出の特例)

第二十九条 第十六条第一項の支部が次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、当該支部の会計責任者であった者は、総務省令で定めるところにより、その事実が生じた日現在で、第十八条第一項各号に掲げる事項(これらの事項がないときは、その旨。以下この項において同じ。)を記載した支部報告書(その年の前年における同条第一項各号に掲げる事項を記載した支部報告書が提出されていないときは、当該支部報告書を含む。)を次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者に提出しなければならない。

一・二 (略)

2 前項第二号に掲げる場合において、同項の支部報告書の提出を受けた政党の会計責任者は、総務省令で定めるところにより、当該支部報告書及び第四項において準用する第十九条第一項の規定により提出を受けた監査意見書を総務大臣に提出しなければならない

ければならない。

- 3 第十八条第二項及び第三項の規定は、第一項の支部報告書を提出する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「書面又は文書」とあるのは「書面又は文書（第二十九条第一項第二号に掲げる場合にあつては、第一号に掲げる書面）」と、同項第二号中「前項」とあるのは「第二十九条第一項」と、「次条第五項において準用する同条第一項」とあるのは「同条第四項において準用する第十九条第一項」と、「当該政党の他の支部について第二十条第二項」とあるのは「第二十九条第一項第一号に掲げる場合において提出を受けたこれらの文書に限るものとし、当該政党の他の支部の代表者及び会計責任者であつた者について第三十条第二項」と読み替えるものとする。

4 (略)

第三十条 前条第一項第一号に掲げる場合において、政党が第十五条第一項の政党に該当していなかった場合であっても、その支部の代表者及び会計責任者であつた者から前条第一項、同条第三項において準用する第十八条第二項又は次項の規定により支部報告書の提出を受けたときは、当該政党の代表者及び会計責任者であつた者は、総務省令で定めるところにより、第二十八条第二項において準用する第十七条第二項第二号から第四号までに掲げる文

ない。

- 3 第十八条第二項及び第三項の規定は、第一項の支部報告書を提出する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「書面又は文書」とあるのは「書面又は文書（第二十九条第一項第二号に掲げる場合にあつては、第一号に掲げる書面）」と、同項第二号中「前項」とあるのは「第二十九条第一項」と、「次条第五項において準用する同条第一項」とあるのは「同条第四項において準用する第十九条第一項」と、「当該政党の他の支部について第二十条第二項」とあるのは「第二十九条第一項第一号に掲げる場合において提出を受けたこれらの文書に限るものとし、当該政党の他の支部の会計責任者であつた者について第三十条第二項」と読み替えるものとする。

4 (略)

第三十条 前条第一項第一号に掲げる場合において、政党が第十五条第一項の政党に該当していなかった場合であっても、その支部の会計責任者であつた者から前条第一項、同条第三項において準用する第十八条第二項又は次項の規定により支部報告書の提出を受けたときは、当該政党の会計責任者であつた者は、総務省令で定めるところにより、第二十八条第二項において準用する第十七条第二項第二号から第四号までに掲げる文書を総務大臣に提出し

書を総務大臣に提出しなければならない。

2 前条第一項第一号に掲げる場合において、政党の支部が第十六条第一項の支部に該当していなかった場合であっても、当該政党の他の支部の代表者及び会計責任者であった者から前条第一項又は同条第三項において準用する第十八条第二項の規定により支部報告書の提出を受けたときは、当該支部の代表者及び会計責任者であった者は、総務省令で定めるところにより、前条第三項において準用する第十八条第二項第二号から第四号までに掲げる文書を当該政党の会計責任者であった者に提出するとともに、これらの文書を当該政党の会計責任者であった者に提出した日の翌日から起算して七日以内に前条第三項において準用する第十八条第二項第四号に掲げる支部総括文書を前条第三項において準用する第十八条第三項に規定する選挙管理委員会に提出しなければならない。政党の支部で第十六条第一項の支部に該当していなかったものの会計責任者であった者が当該政党の他の支部の代表者及び会計責任者であった者からこの項の規定により支部報告書の提出を受けたときについても、同様とする。

(報告書等の要旨の公表)

第三十一条 (略)

なければならない。

2 前条第一項第一号に掲げる場合において、政党の支部が第十六条第一項の支部に該当していなかった場合であっても、当該政党の他の支部の会計責任者であった者から前条第一項又は同条第三項において準用する第十八条第二項の規定により支部報告書の提出を受けたときは、当該支部の会計責任者であった者は、総務省令で定めるところにより、前条第三項において準用する第十八条第二項第二号から第四号までに掲げる文書を当該政党の会計責任者であった者に提出するとともに、これらの文書を当該政党の会計責任者であった者に提出した日の翌日から起算して七日以内に前条第三項において準用する第十八条第二項第四号に掲げる支部総括文書を前条第三項において準用する第十八条第三項に規定する選挙管理委員会に提出しなければならない。政党の支部で第十六条第一項の支部に該当していなかったものの会計責任者であった者が当該政党の他の支部の会計責任者であった者からこの項の規定により支部報告書の提出を受けたときについても、同様とする。

(報告書等の要旨の公表)

第三十一条 総務大臣は、定期報告文書(第十七条第一項の報告書並びに同条第二項の支部報告書及び総括文書(第二十条第一項の

規定により提出すべきこれらの文書を含む。)をいう。以下この条及び第三十二条の二第一項において同じ。)又は解散等報告文書(第二十八条第一項の報告書並びに同条第二項において準用する第十七条第二項又は第二十九条第二項の支部報告書及び総括文書(前条第一項の規定により提出すべきこれらの文書を含む。)をいう。第三十二条の二第一項において同じ。)を受理したときは、総務省令で定めるところにより、官報により、その要旨を公表しなければならぬ。この場合において、定期報告文書については、報告書の提出期限が延長される場合その他特別の事情がある場合を除き、当該定期報告文書が提出された年の九月三十日までに公表するものとする。

(報告書等の保存及び閲覧)

第三十二条 総務大臣は、第五条第一項、同条第三項(第六条第二項において準用する場合を含む。)、第六条第一項、第二十一条第一項(第二十七条第六項において準用する場合を含む。)、第二十三条第四項、第二十四条第一項、第二十五条第一項又は第二十七条第二項の規定による届出書及びこれらに併せて提出すべき文書をこれらの規定による届出に係る告示をした日から七年を経過する日まで保存しなければならない。

2 総務大臣は、第十七条第一項又は第二十八条第一項の報告書、

(報告書等の保存及び閲覧)

第三十二条 総務大臣は、第五条第一項、同条第三項(第六条第二項において準用する場合を含む。)、第六条第一項、第二十一条第一項(第二十七条第六項において準用する場合を含む。)、第二十三条第四項、第二十四条第一項、第二十五条第一項又は第二十七条第二項の規定による届出書及びこれらに併せて提出すべき文書をこれらの規定による届出に係る告示をした日から五年を経過する日まで保存しなければならない。

2 総務大臣は、第十七条第一項又は第二十八条第一項の報告書、

第十七条第二項（第二十八条第二項において準用する場合を含む。）又は第二十九条第二項の支部報告書、監査意見書及び総括文書（第二十条第一項又は第三十条第一項の規定により提出すべきこれらの文書を含む。）、第十九条第一項（第二十八条第二項において準用する場合を含む。）の監査意見書並びに第十九条第二項（第二十八条第二項において準用する場合を含む。）の監査報告書を、前条の規定による要旨の公表をした日から七年を経過する日まで保存しなければならない。

3 都道府県の選挙管理委員会は、第十八条第三項（第二十九条第三項において準用する場合を含む。）の支部報告書及び支部総括文書（第二十条第二項又は第三十条第二項の規定により提出すべきこれらの文書を含む。）並びに第十九条第五項及び第二十九条第四項において準用する第十九条第一項の監査意見書（第五項、次条第三項及び第三十八条において「都道府県提出文書」という。）を、総務大臣が前条の規定による要旨の公表をした日から七年を経過する日まで保存しなければならない。

4 何人も、第一項に規定する告示をした日又は第二項に規定する要旨の公表をした日から七年間、総務大臣に対し、総務省令で定めるところにより、第一項に規定する届出書若しくはこれに併せて提出すべき文書又は第二項に規定する報告書、支部報告書、総括文書、監査意見書若しくは監査報告書の閲覧を請求することが

第十七条第二項（第二十八条第二項において準用する場合を含む。）又は第二十九条第二項の支部報告書、監査意見書及び総括文書（第二十条第一項又は第三十条第一項の規定により提出すべきこれらの文書を含む。）、第十九条第一項（第二十八条第二項において準用する場合を含む。）の監査意見書並びに第十九条第二項（第二十八条第二項において準用する場合を含む。）の監査報告書を、前条の規定による要旨の公表をした日から五年を経過する日まで保存しなければならない。

3 都道府県の選挙管理委員会は、第十八条第三項（第二十九条第三項において準用する場合を含む。）の支部報告書及び支部総括文書（第二十条第二項又は第三十条第二項の規定により提出すべきこれらの文書を含む。）並びに第十九条第五項及び第二十九条第四項において準用する第十九条第一項の監査意見書（第五項、次条第三項及び第三十八条において「都道府県提出文書」という。）を、総務大臣が前条の規定による要旨の公表をした日から五年を経過する日まで保存しなければならない。

4 何人も、第一項に規定する告示をした日又は第二項に規定する要旨の公表をした日から五年間、総務大臣に対し、総務省令で定めるところにより、第一項に規定する届出書若しくはこれに併せて提出すべき文書又は第二項に規定する報告書、支部報告書、総括文書、監査意見書若しくは監査報告書の閲覧を請求することが



できる。

5 何人も、第二項に規定する要旨の公表をした日から七年間、都道府県の選挙管理委員会に対し、当該選挙管理委員会の定めるところにより、当該要旨の公表に係る都道府県提出文書の閲覧を請求することができる。

#### 第九章 罰則

#### 第四十四条 (略)

一 (略)

二〇七 (略)

(削る)

できる。

5 何人も、第二項に規定する要旨の公表をした日から五年間、都道府県の選挙管理委員会に対し、当該選挙管理委員会の定めるところにより、当該要旨の公表に係る都道府県提出文書の閲覧を請求することができる。

#### 第九章 罰則

#### 第四十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の拘禁

刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十七条第一項若しくは第二十八条第一項の規定に違反して報告書の提出をせず、又は第十七条第二項（第二十八条第二項において準用する場合を含む）、第二十条第一項、第二十九条第二項若しくは第三十条第一項の規定に違反して政党分領収書等の写し若しくは残高証明等の写し、支部報告書、監査意見書若しくは総括文書の提出をしなかった者

二〇七 (略)

2 前項の場合において、政党又はその支部の代表者が当該政党又はその支部の会計責任者の選任及び監督について相当の注意を怠ったときは、五十万円以下の罰金に処する。

第四十七条 重大な過失により、第四十四条又は第四十五条の違反行為をした者は、当該各条の刑を科する。ただし、情状により、その刑を減軽することができる。

第四十七条 重大な過失により、第四十四条第一項又は第四十五条の違反行為をした者は、当該各条の刑を科する。ただし、情状により、その刑を減軽することができる。